

Title	大東亜会議と大東亜共同宣言をめぐって
Sub Title	On the Assembly of Greater East-Asiatic Nations and the Joint Declaration in 1943
Author	安田, 利枝(Yasuda, Rie)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.2 (1990. 2) ,p.369- 422
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中澤精次郎先生追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900228-0369

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大東亜会議と大東亜共同宣言をめぐって

安 田 利 枝

はじめに

- 一、会議開催へ
 - 二、大東亜政略
 - 三、大東亜共同宣言の成立まで
 - 四、大東亜会議の成果
 - 五、大東亜共同宣言とは
- おわりに

「アジアは永遠にアジアのものだ。諸君の国が、世界の王者の如くたかぶり、きたってアジアの権益をおかさんとするとき、敢然とたつものは、諸君の知ることく日本全国民だ。わが日本帝国はみずから守りアジアを守る。」

山中峯太郎『アジアの曙』

はじめに

日本が大国として、欧米列強に対抗して生きのびていくために、軍事力によってアジアの覇権国家たらんとした時代があった。大東亜戦争の時代である。この時代のイデオロギーが「大東亜共栄圏」である。

「大東亜共栄圏」というイデオロギーが、日本のための「共栄圏」を目指したアジア諸国への帝国主義的侵略を隠蔽するものであったことは疑うべくもない。橋川文三は、「大東亜共栄圏」を、八紘一宇といった皇国思想、平田篤胤や本居宣長の世界像、幕末以来の南進論、出稼ぎや移民とからんだ人種戦争などのあらゆるイメージ、「様々な神話のないし伝統的な信条が流れ込んだ」⁽¹⁾、「一種のシンボル」ととらえた。だが、これらの雑多な信条の中にもう一つアジア主義をつけ加えなければならぬだろう。

明治以来のアジア主義が汎⁽²⁾アジア主義となり、「大東亜共栄圏」というイデオロギーの一つの支柱をなしていたこともまたまちがいはない。アジア解放を旗印としたアジア主義という「正義」なくして、日本人の「聖戦」意識は成立しなかった。泥沼化する一方の日中戦争がまぎれもないアジア同胞への侵略であることの重苦しさから逃れることができなかつた国民大衆、知識人、文化人たちが、大東亜戦争開戦のときに、ある種の「解放感」を味わっていたのはなぜなのか。国民が戦争を闘かい、幾多の第一級の知識人もまた言論を通じて戦争に協力し、ともに「聖戦」に動員されていったその心情を支えた、一つの要素が、アジア主義への共感ではなかつたか。

そして、この大東亜共栄圏イデオロギーの中のアジア主義の側面が国策としてピークをなすのが、昭和十八年の大東亜政略である。すなわち、この年日本は、汪兆銘の南京国民政府に租界を返還し、治外法権を撤廃して不平等条約を改訂し、またビルマ、フィリピンに相次いで独立を与えた。そして、これら大東亜政略の総仕上げとして、十一月、東京に大東亜共栄圏内独立国の指導者を集めて大東亜会議を開催し、大東亜共同宣言を發出した。

従来この大東亜会議は傀儡指導者を集めての「茶番劇」として一蹴されるか、あるいは逆に、会議で採択された大東亜共同宣言こそ、大東亜戦争の正当性を根拠づけるものとして、それぞれのイデオロギー的立場から裁断されることが多かった。最近は大西洋憲章に対抗するという国際政治の次元で、あるいは、植民地諸民族の民族自決という世界的次元で、大東亜共同宣言の意義を積極的に評価する議論がでてきている。

アジア解放の理念が、政府中央の政策決定者たちの利害意識の中でどれほどの位置を占めていたのか、十八年にとられた一連の対大東亜政略の中に、どれだけアジア解放の理念が貫徹されていたのか。大東亜会議の参加者たちは、日本側の政治的意図にどう対応しようとしたのか。こうした点を検討することで大東亜会議と大東亜共同宣言の評価をこの論稿で試みてみたいとおもう。⁽³⁾

(1) 「座談会 大東亜共栄圏の理念と現実」『思想の科学』二一号、一九六三年十二月。

(2) 山崎正和は「アジア」は「自我」とともに「日本近代思想史に渦巻く強迫観念」であるという。すなわち、日本が欧米諸国と同列の強国を目指して近代化を開始して以来の強迫観念であると。たしかに「西洋近代」こそは資本主義生産システムによって世界を一つの世界史へと組み込んできた圧倒的優位を誇る統一的な文明の名である。だがはたして「アジア」は「西洋近代」という文明に対抗し匹敵する価値を呈示しうるのか。アジア主義とは「アジア」に帝国主義というかたちで自己を押しつけてきた「西欧近代」の否定、ないしは抵抗という浪漫的な心情に他ならないのではないかと指摘している。『言論は世界を動かす 第三巻 アジアを夢みる』山崎正和編、講談社、一九八六年。

大東亜共栄圏は、アジアに「西洋近代」に代わる日本の皇国観念、日本の思想という価値を押しつけるものであった。(3) 昭和十八年中の一連の対アジア政策の評価にあたっては、当然、連合国側の反応、特にアメリカの対アジア政策への影響も詳細に論じなければならないが、本稿ではそこまで視野が及んでいない。

一、會議開催へ

一、重光外相の大東亜同盟構想

外務省記録に基づく『日本外交史』⁽¹⁾、『終戦工作の記録』⁽²⁾、はともに、対支新政策と大東亜政略のイニシヤチブが、昭和十八年四月、南京大使から外務大臣に転出、就任した重光葵によってとられたものであることを明らかにしている。これは『重光葵手記』⁽³⁾および『昭和の動乱』⁽⁴⁾に残された重光自身の証言によっても確認できる。

「対支新政策」は、中国に租界を返還し、治外法権を撤廃するとともに、権益主義に満ち満ちた日華基本条約を改訂して、日中間に新たな平等対等の同盟条約を結び、政治上、経済上、相互の自発的な協力関係を樹立しようとするものであった。⁽⁵⁾そしてこの「対支新政策」を、中国のみならず、満州・タイ・ビルマ・フィリピンなど他の大東亜共栄圏諸国にも拡大していこうとしたのが、重光外相の大東亜政策である。

日本軍は広大な中国大陸で、統一国家を希求する中国ナショナリズムの頑強な抵抗にあつて、全く勝利への展望を欠いていた。これを認めることから出発しなければ、日中戦争の解決はありえず、大東亜戦争の勝利もないというのが重光の認識であった。重光は「対支新政策の方針について」と題した意見書で次のように述べている。

支那人をして責任の地位に立たしめ、其の創意を活用し以て全幅的に帝国に協力せしむるは、今次新方針の目標とする所にして、是れ大東亜戦争に勝利を博する不可欠の条件なり。然れ共責任感の発生と創意の發揮とは民族的希望を与ふるに非ざれば断じて之を期待し難し。支那の民族的希望は他なし。自主独立の統一国家建設にあり。⁽⁶⁾

相手国のナショナリズムを認め、その自主独立を尊重した対等の関係において、大東亜戦争への自発的協力を確保しようというのが外交官としての重光の基本的な認識であり、主張である。

重光外相の大東亜政策はこれを大東亜同盟構想と言い換えることができる。重光構想は、重光自身の手になる「日

華同盟条約案 大東亜憲章 昭和十八年四月十八日⁽⁷⁾記、「日泰新同盟条約に付て 大東亜国際機構建設の二 昭和十八年四月二十九日⁽⁸⁾記」やその他、十八年中の大本営政府連絡会議での重光外相の発言を見ていくと明らかになる。この構想は、すなわち、中国・満州・タイ・ビルマ・フィリピンとの間に平等な同盟条約を締結し、この同盟条約網をもって、共栄圏内各国を結び、そして各国からなる協議体を創設しようというものである。重光構想の内容は次の三点に要約できる。

(一)まず、相手国の自主独立性を尊重する。

(二)その上で、対等の同盟国として、大東亜戦争遂行と大東亜共栄圏建設のため、相手国から軍事上、政治上、経済上のあらゆる自発的協力を確保する。終戦後は日本軍が撤兵することを確約する。

(三)さらに、大東亜地域の各国代表者と定期あるいは随時に会合し、戦時中のみならず戦後における「平等互恵」を基礎とする「自主的発展」「平和安定の維持、防衛」「共同の建設」などの諸事項を協議する。

この三点が各国との同盟条約案の核をなしている。そして、従来と全く異なる大東亜政策の基本精神が共栄圏内独立国家相互の「主権尊重」と「平等互恵」であるとするとする。

これこそ、重光によれば、共栄圏内各国の自発的協力を得る道であると同時に、平和回復のための基礎工作の根本であった。重光の意図においては、対支新政策の狙いが、終局的には、重慶の抗戦目的をなくして、蔣介石政権との和平を導びこうとするものであったと同様、大東亜政策の目標もまた、「東亜の解放、復興」という日本の戦争目的を宣明することによって、連合国側との和平交渉のための共通の土俵づくりをしておくことにあった。

重光外相は、太平洋憲章を強く意識し、これに対抗しうる、戦争目的、戦後経営の原理をうちたてようとしていた。軍側を説得する修辭としてなのであろうか、「敵の武器を奪いて我が武器となす」という表現をよく用いたが、これは、敗戦を見越した上での、戦後世界に日本が生き残るための方策でもあった。換言すれば、日本の戦争目的は「自

存自衛」ではなく、排他的なブロック経済圏の確立でもなく、「東亜の解放」そのものであると、理念を謳い上げることで、今次戦争の意味を戦後世界に残しておこうとしたのである。日本の敗色が濃くなればなるほど、重光外相は「アジアの解放」という日本の戦争目的の正義性と、平等互惠や民族主義の尊重、内政不干涉主義を強調するようになっていく。

このような重光外相の（敗戦を意識した）対支新政策、大東亜政策という積極的な外交攻勢が、昭和十七年秋頃から、国家の基本政策となった要因としては、重光自身が指摘しているように、天皇自身の積極的な支持と、そして、天皇の「大御心」を体した東条首相の実行力が挙げられる。東条首相は、新政策を中央にあって強力に実施してほし
いと、重光に外相就任を要請し、「実は今度の新政策実行及外交一般に関しては、御上に於て非常にご心配あり。自分も是非十分に遣り度く⁽⁹⁾」と全面的な支持を約束している。

しかし、より重要な要因は統帥部の意向であった。膠着した支那戦線での戦闘に倦み疲弊している軍の実状と、米軍の反攻が太平洋で激化し始めるという戦況の中で、統帥部がその戦力を南方に集中し全力を注ぐ方向に方針を転換したかったのである。杉山総謀長が、対支新政策を支持して次のように発言している。

「大本営としても更生支那の完全なる戦争協力を確保すると共に極力支那方面に於ける我戦力上の負担を軽減して長期戦遂行に弾力力を保持培養することが絶対必要であると思考⁽¹⁰⁾する」

確かに重光外相の対支新政策の認識と統帥部の認識との間には大きなずれがある。しかし、両者が一致しえたのは、戦局の悪化という現実と、そして、現在とりあえずは、日本の軍事力が広大な南方圏を押えているという現実があったからである。

重光外相自身、対支新政策について

「而して、戦争遂行につれ必要がなくなる時は、日本は完全に支那から撤兵して、一切の利権を支那に返還しようというの

であった⁽¹¹⁾ (傍点は引用者)

と、巢鴨獄中で書かれた自著に記し、十八年秋の汪兆銘との会谈でも、

「日本側から言えば、現在の気持は日支事変発生当時とは全く異り、広大な南方を手中に収め、中国から撤兵して中国本来の姿を回復することは、道義上のみならず、利害関係から言うも日本の欲するところである。」⁽¹²⁾ (傍点引用者)

と語るのである。絶対国防圏を決定した九月三十日の御前会議においても、戦時外交の基本方針を説明した後、議論をこうしめくくった。

「日独両国は共に自存の為の国運を賭して居るのでありまして、其の目的とする所は欧亜に於て大国として、自存し得るの途を確立せんとするところにあるのであります。」⁽¹³⁾ (傍点引用者)

こうした発言をみると、当然のことながら、重光にとっても、戦争目的は、植民地の独立、弱小民族の民族自決それ自体にあったのではないことが鮮明になる。広大な南方圏をおさえて初めて、日本は中国に対する権益を放棄することができたのである。

重光外相自身、当時の殆んど全ての政治家官僚層がそうであったように、日本が小国たることに甘んじることにはきず、日本の「正当なる満州における権益は、日本にとって死活の重要問題であった」⁽¹⁴⁾との認識をもち、朝鮮、台湾、澎湖島という旧来の日本の植民地の「解放」は全くその念頭になかった。大国として植民地の領有、経営は当然であり、ただその統治形態が問題であった。

しかも、重光外相は一九三〇年代、有田八郎を中心とする外務省アジア派に属して、広田外交の展開に中心的な役割を演じた主流の重鎮として、アジアにおける現状変革を強く志向していた外交官であった。白井教授が追跡されたように、重光は一貫して、日本が東亜における安寧秩序、平和に責任ある立場にあり、列国は、日本のこの東亜における特殊の指導的・政治的立場を認め、アジアから手を引くべきであるとの主張を展開していた。この日本の東亜に

おける特殊の地位と責任とが認められない場合には実力行使も辞せずとの立場であった。⁽¹⁵⁾

三〇年代の重光の対中国構想が外務省の主流にあって、「陸軍側の策動と著しく近似して、陸軍側の策動を相補わんとするものであった」⁽¹⁶⁾ 如く、重光外相の大東亜同盟構想も、軍が「広大な南方を手中に収め」ている現状を認識した上で、帝国の指導理念や指導性は「事実問題として苟も表現に表はさざること得策なり」⁽¹⁷⁾ として、「平等衡平の建前を堅持する」、非常にソフィステイケートされた形の大東亜共栄圏構想となっている。⁽¹⁸⁾

ただ、重光の連合国側のアジア政策の動向を強く意識した外交攻勢の姿勢が、日本の戦争目的を「東亜の解放、復興」として定式化し直すことで、大東亜戦争を成功裡に推進するという決定的な制約はあったが、その制約内で可能な限り、共栄圏内諸国の意思を尊重し、これに応じていく姿勢を、日本のアジア政策に注入することになった。

- (1) 『日本外交史24 大東亜戦争・戦時外交』太田一郎監修、鹿島研究所出版会、一九七一年。
- (2) 『終戦工作の記録』江藤淳監修、講談社文庫、一九八六年。
- (3) 『重光葵手記』、中央公論社、一九八六年。
- (4) 『重光葵著作集 Ⅰ 昭和の動乱』、原書房、一九七八年。
- (5) 同書、二二四頁。
- (6) 『対支新政策の推進について 重光駐華大使意見書 昭和十八・四・六』、『日本外交史』二九〇頁。
- (7) 日華同盟条約案

大東亜憲章

条約締結の趣旨

- 一、本条約は我が公正なる戦争目的の表示に依り大東亜諸国の自発的協力及結合を計るを目的とし
- 二、戦後の抱負を宣明し敵側の策動を完封し併せて敵の武器を奪ふを我に於て之を利用せんとするものなり

三、略

四、本条約は大東亜機構建設憲章の実体をなすものにして共栄圏内各国（日、満、華、泰、ビルマ及び比国）が一つの共同機構を作り定時若は随時に東京又は其の他の地に於て会同し戦争遂行上及今日より平和時に於ける協力に付て協議する

の組織を成立せしめんとするものなり
五、従って本条約は平等衡平の建前を堅持し帝國の大東亜共栄圏の指導者たることは事実問題として苟も表面に表はさざること得策なりとす

(8) 『外務省記録』「中華民國国民政府參戰關係一件」。
日泰新同盟条約に付て。

第一項に、クリップス使節団のインド出發などに言及して、日本の政策実行は「時機を逸せず敏活なるを要す」とした上で、次のように段取りを想定している。

一、我が準備は

イ、五月中旬以降成るべく速かに在支及在泰大使を協議の為約十日の予定を以て帰朝せしむ

ロ、五月下旬帰任の後各々下交渉を開始す

ハ、臨時議会は六月上旬とし外交方面に於て我が政策に於て与論の準備を為す

ニ、議會直後日華次で日泰、日満間に条約の調印を行ふ

ホ、調印後關係国の會議を行ふ

ヘ、比及「ビ」兩國の獨立を夏（八月一日）及び秋とし兩國との間に他の三国と同様の同盟条約を締結し、其の後に於て東亜各国の會合を催す

ト、「ジャバ」の民族自決權の供与等の植民地統治形態に付ては順次考究決定を行ふ
二、日泰新同盟条約は次の通り

一、現在の同盟条約及相互援助条約を廢す

二、失地恢復に付て満足を与ふ

三、大東亜共同機構設置

〔出典は(7)に同じ。〕

(9) 『重光葵手記』三二三頁。

(10) 『杉山メモ(下)』參謀本部編、原書房、一九六七年、三一八―三一九頁。

(11) 『昭和の動乱』、二二四頁。

(12) 『重光外務大臣汪主席會談要録』昭和十八・九・二二『日本外交史』、三〇七頁。

- (13) 「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」、参謀本部第二〇班。
- (14) 『昭和の動乱』、二二二頁。
- (15) 『中国をめぐる近代日本の外交』、白井勝美、筑摩書房、一九八三年。同書によると、一九三九年駐英大使重光の欧州政局報告には次のような発言がある。
- 「苟も日本が東亜安定勢力であれば、政治上の責任は日本の負担に帰するから、列強の政治勢力は自ら撤退すべきである。若し肯定せざるに於ては之を駆逐するの外はない」（『外務省松本記録』）。
- (16) 同書、一三七頁。中国の幣制改革を援助する对中国借款への（イギリスからの）協力申し入れを拒否したり、陸軍の華北分離工作に運動する措置に、当時の重光次官の果たした役割は大きい。
- (17) (7) の日華同盟条約案中の表現。
- (18) 「青木・谷大臣宛支那問題に関する重光大使来稿写 昭和十八・一」に次のようにある。
- 「支那は参戦し茲に戦友となり、……中略……此際は寧ろ基本条約を廃止し簡單なる同盟条約に置き換えることに配慮願度し。……戦時中は軍事は協同してやる事とすれば基本条約の利益は大体包含せらるべし」基本条約の利益は確保できるとの言葉が、説得のための便宜的表現なのか戦争遂行上、当然の措置と考えていたのか判断は微妙であるが、重光外相自身の「日華同盟条約案」はむしろ、戦時中の戦争協力を主眼とするまさに同盟条約であつて、大東亜省内のある意見にいうように、「日支国交修復の確たる基準」を示して「戦後の日支国交調整の基準」を示しているものでもない。条約改訂が、支那問題の解決に資することを目的として、「重慶抗日の根拠名目の覆滅」をはかるものであるならば、それは当然「支那独立の確認」となるものであり、同時に、「重慶側より見て実質的に和平条件としての魅力」を備えていなければならぬはずである。同盟条約網で結ばれた大東亜共栄圏の樹立という構想そのものに重光外相自身ひきずられていたとの印象をぬぐえない。「外務案『日本国中華民国間同盟条約案に対する意見 昭和十八・九・八 大東亜省』」インド問題に関してクリップス使節団の動向に注目していたり、「米英側の対支政謀略に対抗し早きに臨みて之を封殺滅殺する手段を講ずべき」（18と同じ資料）といった認識からみると、連合側の、「侵略国日本」という宣伝に対抗し、連合国に一步先んじた対アジア政策を実施していかねばとの意識が強く働いていたと思われる。

二、東条首相の大東亜総動員政略

以上、大東亜政略を招来した一方の推進力である重光外相の構想をみてきた。だが、当然のことながら、重光外相の企図するところが、すべての日本政府の施策に貫徹されたわけではない。重光外相が記しているように、

「連絡会議等に於て記者の意見を有力に支持して之を履行したのは、東条其人であった。賀屋〔興宣〕蔵相や青木〔一男〕東相は終止〔始〕無理解にして反対的態度、鈴木企画院総裁、星野諭長は半解にして追隨、海軍は大臣局長共了解せずして、横槍を入れる位の点なるも、遂には承服す。総理の外は寧ろ陸海統帥部に理解を發見せしことあり」⁽¹⁾

という状況であった。そして、日緬同盟条約案の審議で、第二条前文に「互恵」という言葉を入れるべく、重光は「統帥部さへも外務大臣の意見に異議を申さるる。辞職すべし」⁽²⁾と抵抗しなければならなかった。

東条首相と統帥部とが重光外相の意見を支持したのは、おそらく戦局の悪化という現実を前に、日本はどうすればいいのかという根本的な問いに対する一応の解答を、当面の具体的な政策目標を重光構想が与えてくれたからではなかったか。次に、大東亜政略の実行者たる東条英機首相の政略意図、狙いが奈辺にあったのかを探ってみよう。

東条首相と、陸軍大学の教官と学生、陸軍次官と報道部長、陸相と軍務課長、首相と軍務局長という、長年に亘ってきわめて密接な関係にあった佐藤賢了は、『大東亜戦争回顧録』において、日中関係の大乗的調整は、汪精衛国民政府首席の熱心な参戦希望に端を発し、「参戦を契機として国民政府の政治力を強化しかつ民心を把握するため」のものであって、「戦局悪化の重圧が作用して、昭和十七年の暮れ、大乗的転換が実施された」⁽³⁾のだとしている。

昭和十七年六月、日本海軍が命運を賭けて太平洋短期決戦にうってでたミッドウェー海戦は敗北に終わっていた。この海戦で日本海軍はその戦力の中核を失い、日米海軍の戦力比は逆転した。次いで、アメリカが制空権をおさえる中で、四三年二月に日本陸軍のガダルカナル奮回作戦が無残な失敗に終わっている。餓島からの「転進」に至って、太平洋の戦局の主導権がアメリカの手に移ったことは疑うべくもない事実であった。この年の一月、カサブランカ会

談ではすでに日独伊三国に対する無条件降伏の要求が出ている。

ヨーロッパ戦線でも十八年二月には、スターリングラードのドイツ軍三十万がソ連に降伏して連合国側が攻勢に転じた。四月に山本五十六連合艦隊司令長官がソロモン諸島上空で戦死、五月、アリューシャン列島のアッツ島守備隊が全員「玉碎」した。

いかに日中戦争を解決し、和平に導くか、いかに今次大戦を日本に有利な立場で終結に導くか、そして戦後世界に日本がどのような形で生き残るかを真剣に構想する議論が政府部内において当然の状況である。

重光外相の大東亜同盟構想は、そうした志向性をもっていた。しかし、東条内閣は「必勝不敗」の長期体制を敷くことを諸政策の主眼としていた。

佐藤賢了によれば、十八年三月の東条首相の南京訪問、四月の新京訪問での手応えから、「大東亜の結集にはよろしく首相自身が、全国各地を歴訪するにしかずという考えになり」、五月にフィリピンを訪問する。この訪問の際、和知参謀長から、「戦後、大東亜共栄圏内の経済関係がどうなるのかの具体策を検討したい」とのラウレル独立準備委員会委員長の意向を伝えられ、「この意見に強いヒントを得て」、大東亜会議を思いつき、大東亜政略指導大綱の成立を急いだのだという。⁽⁵⁾

大東亜政略指導大綱の基本方針には「政略態勢の整備は帝国に対する諸国家諸民族の戦争協力を主眼とし支那問題を解決す⁽⁵⁾」とある。秋に決定された「今後採るべき戦争指導の大綱」にも、「大東亜の諸国家諸民族に対しては、民心を把握し、帝国に対する戦争協力を確保増進する如く指導す⁽⁶⁾」と基調は同じである。

すなわち、大東亜政略とは、大東亜戦争完遂のための大東亜の総力結集を目的とする施策であり、戦局の悪化という状況下、大東亜の結集とは、大東亜各国の政府と民衆を日本につなぎとめ、戦争協力を確保することを意味していた。青木大東亜大臣の言葉を借りるなら、大東亜政略とは、「大東亜に於ける人的物的資源を挙げて戦力化すること

が今次戦争に於ける勝利確保の一大要諦⁽⁷⁾であるが故の政戦略そのものであった。

重光外相が後に「昭和の動乱」に書き残したような、「日本の戦争目的は、東亜の解放であり、アジアの復興である。この他に日本は何等野心をもたない。これが、日本が大東亜戦争という戦争に突入していった戦争目的であって、これさえ実現すれば、日本は何時でも戦争終結の用意があるというのが我が主張であった⁽⁸⁾」とまで断言しうる政治姿勢は、東条内閣の中には（重光外相を除いて）皆無であった。政治不在の戦争を自己目的化した戦争指導集団といつてよいかもしれない。

四三年二月十七日の「世界情勢判断」を議題とした連絡会議で、東条首相は「（反英運動の高まりは）我方の謀略の影響もあるべく此点如何」と質問したり（重慶は）我對支處理根本方針の具現に伴ひ相当弱つて居る様に思われるが如何」と尋ねたりしている。

あるいは、九月二十四日の連絡会議でも、東条首相は、東亜に於ける米英の反攻に言及して、「対仏印・泰・緬甸等に対する謀略を熾烈化し各個脱落を企図すべし。之が為に帝国よりも好条件を呈示し誘惑することもあるべく其の方策を具体的に研究するを要す⁽⁹⁾」と発言した。こうした一連の東条発言は、見事に東条にとっての大東亜政略の意味を語っている。

重光外相が東条首相の思考を次のように喝破した。

「東条内閣は政治外交は邪魔物であると考えた。統治は即ち統御であって……総てのことは戦争指導であり、戦争指導は号令（統帥）と政略であると考えた。従つて政治外交は総て戦争指導の政略以外には有り得ない。政略は即ち軍事の一片鱗であると云ふ感（観）念であつて、今日に於ても大本営は軍の指導の下に（陸軍軍務局長〔佐藤賢了〕が幹事長）戦争指導の方針、要領、措置を記述して、外交、内政もすべて指示して居る⁽¹⁰⁾。」

東条首相の大東亜政略は、大東亜省設置問題以来の一貫した方針の中に位置づけられる。南京大使時代大東亜省の

設置に強硬に反対し、「大東亜省の新設によって、新政策は望みなきものとして進退を決意するに至った」重光に対して、「新政策を実行するために大東亜省を新設した」と語った東条である⁽¹¹⁾。大東亜省の設置は長期不敗の体制を確立するため、「戦勝の観点から」「帝国領土外に於ては大東亜全域を通じて、独立国たるを占領地とを問わず、帝国と一体となり、其の各自の力を帝国に寄与せしむる」⁽¹²⁾ためのものであった。

大東亜諸国と日本との関係が「恰も親戚の關係に在り之を更に強化し一大家族の關係に進展せしめ其の間遂に外交なきに至らしむるは帝国の理想とする所」⁽¹³⁾という程度の、極めて複雑な戦争集団の国際感覚で、強引に設置の決まったのが大東亜省である。

あたかも植民省のような大東亜省の設置に際して、実際に汪政権が保護国化を懸念し、タイがその自尊心を著しく傷つけられていたことを指摘しておかねばなるまい⁽¹⁴⁾。

大東亜諸国を「政治的に抱きこんで」日本帝国の大東亜戦争に総力を結集せしめること、それが東条首相にとっての大東亜政略であった。

ともあれ、以上述べてきたように、大東亜会議開催と大東亜共同宣言とは、重光外相の戦後に日本が生き残り発展する基礎工事としての大東亜同盟構想と、東条首相の大東亜戦争完遂のための大東亜政略とがからみあって日程にのぼってきたものである。

大東亜政略指導大綱が決定されたのは五月二十六日、二十九日の二回にわたる大本営政府連絡会議においてである。しかし、議論といえる程の議論もなく、対重慶工作を「和平」と呼ぶのか、「政治工作」「切崩工作」と呼ぶのかという瑣末な問題と、帝国領土の範囲が話題となっただけである。すなわち、蘭印を帝国領土と決定する件については何等の異議も出ず、むしろ、その他の占領地域中、ニューギニアも領土として確保すべきだとの海軍の主張がなされたのである。東条首相はニューギニア確保に関する両統帥部の決意を質して、「若し全地域を占領するの決意あらば」「ニ

ニューギニア』の件入るるも差支えなかるべし」と発言し、ニューギニアを帝国領土とする可能性への含みを持たせた表現に換えて一同の賛成を得た。⁽¹⁵⁾そして、政略上独立させるビルマとフィリピンを除いて、マライ・スマトラ・ジャワ・ボルネオ・セレベスが「帝国領土と決定され、重要資源の供給地として極力これが開発ならびに民心把握に努む」こととされた。ただし、「原住民の民度に応じ努めて政治に参与せしむ」と、一定現地の意向を限定して盛り込んでいる。そして、大東亜政略指導大綱は、各地域毎の施策の仕上げとして、来る十月に大東亜会議を開催すると決定した。⁽¹⁶⁾

(1) 『重光葵手記』、四二三頁。

(2) 第一五〇回大本営政府連絡会議（七月十九日）での発言。

(3) 『大東亜戦争回顧録』、佐藤賢了、徳間書店、一九六六年、三〇七—三一〇頁。

(4) 同書、三二—三三—三四頁。なお、フィリピン側に大東亜経済会議のアイデアがあったことは、宇都宮直賢参謀副長の手記『南十字星を望みつ』にこれを確認する記述がある。東条首相との懇談の席上、ラウレルが口頭で、またロハスが文書で大東亜経済会議の開催を希望し、これが「東条首相や随行してきた佐藤軍務局長に会議開催に関する一つの示唆を与えたものと思われる」という。ラウレルだけでなく、汪兆銘にもこの種会議開催の希望があった。「前回総司令官閣下にも申し上げたる事なるが、例の大東亜共栄圏内各国指導者を東京に集合せしめられ度き件に関しては、先般青木大臣閣下にも申し上げたる所……」（総司令官汪主席会談要旨 九月十二日「外務省記録」）。これらの資料にみる限り、ラウレル・汪の会議開催の希望は自発的であったようである。日本の主唱する大東亜共栄圏の実体は、具体的な政治経済関係においてどのようなものとなるのか、自国に対する日本側の要求はどのようなものであり、その要求は自国の自主独立とどのような形で両立しうるのか、これらの関心事であったろう。共栄圏内各指導者との会合は、かれらにとって自然な発想であった。

(5) 『大本営政府連絡会議議事録 昭和十八・二—昭和十九・三』、参謀本部第二〇班。

大東亜政略指導大綱

昭和十八年五月三十一日

御前会議決定

第一 方針

一、帝国は大東亜戦争完遂のため帝国を中核とする大東亜の諸国家諸民族結集の政略態勢を更に整備強化しもつて戦争指導の主導性を堅持し世界情勢の変転に対処す

政略態勢の整備強化は遅くとも本年十月初頃までに達成するを旨途とす

二、政略態勢の整備は帝国に対する諸国家諸民族の戦争協力強化を主眼とし特に支那問題を解決す

（6） 『今後採るべき戦争指導の大綱』、御前会議議事録、昭和十八・九・三〇。

（7） （5）に同じ。

（8） 『昭和の動乱』、二二八頁。

（9） （5）に同じ。

（10） 『重光葵手記』、四一九頁。

（11） 『昭和の動乱』、二二五―二二六頁。

（12） 『大東亜省設置に関する件 東条首相の説明 昭和十七・九・一』、外務省記録。

（13） 枢密院審査委員会第五回委員会席上での谷正之外相発言、『大東亜省設置問題 Ⅱ』、馬場明、『外務省調査月報』、八卷十

一号、一九六七年十一月。

（14） 大東亜省設置に対する汪兆銘の反応については前掲馬場氏の論文（四三頁）による。汪兆銘はこの措置によって名実ともに南京政府が日本の保護国化するとの重大な懸念を抱いていた。また、タイ国が大東亜省の所管に移されることに駐日大使デイレックは激しく抗議したし（『日本占領下タイの抗日運動』、市川健二郎、勁草書房、五一頁）、タイ国内の反日感情の中に、この日本の措置がタイの独立を毀損し名誉を汚したとの反発が底流していた。（『駐泰四年回想録』、第一篇、中村明人）。

（15） （5）に同じ。

（16） 大東亜政略指導大綱

七、大東亜会議

以上各方針の具現に伴ひ本年十月下旬頃（比島独立後）大東亜各国の指導者を東京に参集せしめ牢固たる戦争完遂の決意と大東亜共栄圏の確立を中外に宣明す

二、大東亜政略

大東亜政略指導大綱にあるように、大東亜会議の開催と大東亜共同宣言の宣明とは、昭和十八年中の一連の対大東亜政略の、いわばフィナーレを飾るものである。それでは、現実にとられた昭和十八年中の具体的な大東亜政略と、大東亜共同宣言に盛られた理念とはどの程度整合性をもつのか、実際の大東亜圏内諸国との関係を規定しているのが、新たに結ばれた各国との同盟条約や、ビルマ・フィリピン⁽¹⁾の独立の態様である。中央レベルでの大東亜政略の施策一つ一つの中に、どれだけアジア解放の理念が貫徹されていたか、換言すれば、日本がどれだけ各国の独立を尊重し、日本側の權益を放棄する覚悟と方針があったのかが次に問うべき課題である。

一 对中国政策

(一) 对滿華方策

(二) 对华方策

「大東亜戦争完遂のための对支处理根本方針」の徹底具現を図るため右に即応する如く別に定むる所に抛り日華基本条約を改訂し日華同盟条約を締結す

一九四三年一月九日、南京国民政府との間で「戦争完遂に付ての協力に関する日華共同宣言」および「租界還付及治外法権撤廃等に関する両国間協定が締結された。

南京国民政府が開戦後約一年を経て、日本政府に参戦を申し出た理由は、重慶に抗して今次大戦に明確な立場をとり、日本側の戦争協力要請の強圧に対する民衆の不满を抑えるとともに、正式参戦によって日本に対する国民政府の立場を強化するとの狙い⁽¹⁾にあったと思われる。

だが、国民政府が参戦すれば、日本側の「強圧」「搾取的傾向」には拍車がかかる恐れがあり、米英・重慶の空襲等による民衆への直接的被害も加わるであろう。そうすれば参戦によって国民政府は一層弱体化し、対日感情も極度に悪化するおそれもある。

したがって国民政府の参戦を機に外国の在支権益をできるだけ還付し、日本の権益を整理し、治外法権を撤廃するなどの施策を講じなければならない。そうして、国民政府の政治力を強化し、日本に協力する体制をつくらせる。これが対支新政策についての基本的認識であった。

これに伴ない「支那側の一方的義務の負担に終始し殆ど支那を植民地扱いにせし不平等条約の甚しき」、「一国の主権侵害を意味する形式」を廢して、平等対等の同盟条約を締結することが昭和十八年度中の政治課題となる。

「和平救国」を信条とした汪兆銘たちを中国国内で「漢奸」「売国奴」と指弾してやまない、その非難の決定的な根拠になったものこそ日華基本条約であった。その内容は、「北は蒙疆より南は海南島、上は気象より下は国防資源迄全部日本にとられた」と重慶に宣伝される程のものであった。したがって、当然南京政府の条約改訂に際しての要望の重点は、資源問題であり、そして南京政府の政治課題が重慶との和平であった以上、撤兵問題であった。

汪主席は十八年七月、次のように東条首相に伝言した。

「出来得れば中国の国防資源は勿論日本の為に喜んで提供するも中国の為に利用できる如く条文の修正を願ひ、又中国の民族資本にて資源の開発を行ひ得る様御考慮願えれば幸甚とする所なり」

きわめて控え目な要望であり、敢えて言えば、日本の軍事力にその存立を依存する弱体な政権の、痛ましいまでに抑制された表現であるが、汪主席はここで、中国自身の自立発展のために、資源に対する部分的主権の回復を要求している。

しかしながら、事務当局の腹案に、「一、重要国防資源の開発利用に関しては将来に亘り帝国に寄与する如く律す

るものとす、二、大東亜戦争間の対日協力殊に経済寄与の実態に関しては概ね現状に従ひ戦争完遂に遺憾なからしむる如く配慮す⁽³⁾、とあるように、条約上の不平等関係の撤廃を決定しても、将来にわたる実質上の権益確保の意図を捨てることはなかった。

他方、対支新政策が、支那事変解決をある程度期待するものであったため、新条約の内容が重慶との和平条件をも提示するものでなければならぬとの考慮が働らぎ、日本軍は和平後の「完全なる撤兵」を決断した。「権益は駐兵なくしては発展を期し難し」との観念は統帥部においても後退し、防共、治安、慣例に基く駐兵権は一切要求せず、北清事変最終議定書に基く駐兵権も放棄することになる。

この撤兵条項を付属議定書として、日本国中華民国同盟条約が十月三十日成立した。第一条に主権領土の尊重、第二条に大東亜の建設及安定確保のための協力、第三条に互恵を基調とする経済提携を謳っている。

なお、ほぼ時期を同じくして、英米両国と重慶政権との間で、治外法権など条約上の不平等が解消された。これは、中国を戦後大国としてアジアの中心勢力に位置づけようとするローズベルト大統領の政治的意図に発する措置であった。⁽⁴⁾汪主席は、日華同盟条約が、経済的「互恵」を謳っている点において、重慶政権が英米と結んだ条約に優るとみ⁽⁵⁾ていた。

しかしながら、日本にとっては、戦局の悪化とそして広大な南方圏の掌握という現実なくして、対支新政策という政策の転換はありえなかった。条約改訂についての東条首相との会談に来日した南京政府副主席陳公博はこう語っている。

「日華基本条約締結⁽⁶⁾当時は日本の対華物資要求は極めて切実であったが、……中略……大東亜戦後、日本の資源は豊富となり中国に求むるものは僅かに棉花位の⁽⁶⁾のみ」

- (1) 以下の記述は主として外務省記録「中華民國国民政府参戦關係」による。
- (2) (1)の資料中「汪主席より東条総理への伝言 昭和十八・七・十三 於汪公館」。
- (3) (1)の資料中「日華基本条約改訂問題に関する研究中間報告 昭和十八・八・十三 政二」。
- (4) 条約上の不平等解消は十七年十月米政府によって提起され、十八年一月十一日調印された。「米国の日本占領政策 上」五百旗頭真、中央公論社、一九八五年、一三七頁。
- (5) (1)の資料中「重光外務大臣汪主席会談要録 昭和十八・九・二二 於迎賓館」。
- (6) (1)の資料中「東条総理陳特使会談要録 昭和十八・四・七」。

二 対タイ政策

(一) 対泰方針

既定方針ニ基キ相互協力ヲ強化ス。特ニ「マライ」ニオケル失地回復、經濟協力強化ハ速カニ実行ス。

「シヤン」地方ノ一部ハ泰国領ニ編入スルモノトシコレガ実施ニ関シテハ「ビルマ」トノ關係ヲ考慮シテ決定ス。

重光外相は、大東亜共同協議機構の設置を盛りこんだ日・タイ新同盟条約案と日・タイ協定案を作成して、自身の構想を進めようとしたが、これは実現しなかった。

日・タイ新同盟条約案についての意見を外相に求められた坪上貞二駐タイ大使は、「疑深きタイ側をして徒に危惧の念を起さしめ、之を納得せしむること困難なるべく、軍事協定上も相当微妙なる問題予想せらるべきを以て寧ろ本案は理想案として将来に留保すること然るべく」と具申してきた。⁽¹⁾ タイ側に新条約締結について応諾の可能性が少なかつた上に、重光外相の構想については陸海軍の強硬な反対があつた。

軍側の主張は次の三点である。

- (一) 大東亜各国との条約関係は一定の形式に統一する要なく当該国との関係は各個必要に応じ別個の条約を以て規定し置く方可

なり

(一) 撤兵条約は不可なり

(二) 国際連盟又は汎米会議類似の大東亜各国合同の協議機構は適当ならず。この際日タイ関係に於ては単にマライ四州及シャン諸州の領土編入に関する国際約束の締結を以て足り之を必要とす

重光構想は頓座し、軍側の主張が通った。大東亜政略にいうタイへの日本側占領地の割譲は、「対日空気は必ずしも満足すべき状態にありとは言ひ難い」タイをして、「大東亜戦争の遂行に衷心協力し帝国の施策に積極的に同調せしむ⁽²⁾」ための施策である。ピブン政権を強化し、タイの戦意昂揚をはかるための贈り物と言ひ換えてもよい。

マレーにおいてタイ国に失地回復させる地域として、ペルリス、ケダー、ケランタン、トレンガンの四州が決定されたが、他の日本軍占領地域であるベナン、プロヴィンス、ウーズレーは「軍事上の要衝及海運地として将来共帝国の保持せざるべからざる地域」として除外された。これらの地域は「当分の間領土宣言を為さざる所存なり」と大東亜省文書にある⁽³⁾。また、トレンガン州をタイ国に与えることについて、この地域が資源豊富であるため、海軍から根強く異論が出た⁽⁴⁾。

タイに割譲されるマレー四州にも、戦争以前から日本が鉱業権を獲得し稼動している鉱山があり、戦争開始後に開発に着手し、また今後開発すべき資源が多い。したがって割譲後も「帝国の既得権は尊重せらるべく、今後の開発に付ての特殊の処置を必要とす」との方針は堅持されていた。この「特殊の措置」とは、「戦争中は日本側が自らこの手に依り従来通り開発していく意味⁽⁵⁾」に他ならない。そして、戦後についても政府の認識は、「戦後は如何にでも処理し得る故戦時中の協力ののみ聞き入れさせる為戦後のことは触れざるなり⁽⁶⁾」というものであった。

大東亜政略を進める日本政府は可能な限り将来にわたる経済権益を確保しようとすることでは一貫している。現在は、政略上、あえて「触れざるが得策」というにすぎなかった。

東条首相は、タイ側にもそして南方総軍にも事前の相談なく、またビルマ側の「相当の失望」⁽⁷⁾をも承知の上で、タイ国、ピブン首相の失地回復要求に応える決断を下した。もともと、タイが昭和十六年十二月の時点で日・タイ同盟条約を結んだ意図も、ピブン首相の「汎タイ民族樹立」への願望に発している。日本軍の緒戦での勝利に幻惑され、また、日本軍との協力の報酬を「失地回復」という形で得ようとしたのであった。⁽⁸⁾

この日本からの贈り物により、ピブン政権は、昭和十六年春のタイ・仏印国境紛争の際、日本側の調停斡旋でフランスから回復したメコン河以西の地域と西カンボジアに加えて、旧タイ朝貢領マレー四州とタイ系シャン人の居住する英領ビルマのシャン・ステート中二州をイギリスから回復することになった。

しかしながら、東条首相が「心をこめた贈り物」も、「ピブンは歓喜の為に顔色を変じたり、右措置が如何に効果的なりやを知るべし」⁽⁹⁾と贈った方は得意であったが、贈られた方を「白い歯まで見せて綻ぶほどの顔」⁽¹⁰⁾にすることはできなかった。現地では一連の「儀礼的行事が一応すんだ後の反響は余りにも冷静そのもの」⁽¹¹⁾であった。財政上の負担も重くなり、枢軸側の戦況悪化が目に見えている以上、日本との関係強化は政治上、ピブンを不利な立場に立たせることになるからである。東条首相が期待した「ピブンの政治的抱き込み」は予期した効果を生まず、むしろ、タイ政府は、「この機を利用してピブン政権自体の強化に努め、今回の如く日本が領土編入を許したるは泰に偉大なる指導者『ピブン』の存在あればこそなりと為し、日本の道義性を強調すると共に寧ろ其れ以上にピブンの功績を宣伝する」⁽¹²⁾ことに努めたのである。

この日本側措置に対して、イギリス外相イーデンは七月十四日下院において、英国は今回の領土移譲を認めない、いずれ日本軍を駆逐するであろう、と述べた。また、「ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン」が、日本はビルマの犠牲においてタイに領土を与えタイの歡心を買うのは、連合国側の秋のビルマ侵入に備える措置である、と日本の真意を正しく指摘した。⁽¹³⁾

- (1) 『マライ』及『シャン』地方に於けるタイ国の領土に関する日本国タイ国間条約、外務省記録。
- (2) 『大東亜政略指導大綱』を決定した御前会議における東条首相の説明。
- (3) 『タイ国問題 失地回復問題』の中の「領土問題追加説明事項」。
- (4) 第一四八回政府大本営連絡会議（六月二十六日）では、「トレンガン州には相当の資源あり故に泰国に与ふべき地域を同州の全部とすべきや一部とすべきや或は其の他の方法に依り措置すべきや——等意見続出す」という状況であった。結論としてはまもなく訪タイする東条首相に一任されている。
- (5) (3)に同じ。
- (6) 『マライ』及『シャン』地方に於けるタイ国領土に関する日本国『タイ』国間条約枢密院審査委員会議事録 昭和十八・八・十八にある東条首相発言。
- (7) 東条は七月五日、シンガポールでビルマのバー・モウにケントン、モンパン二州のタイ国編入を告げた。東条はバー・モウの態度を「何処かの一部には不満はあるかも知れざるが表面化し居らず」とみて安堵していたが、バー・モウは同行の磯村参謀副長に「日本の意図を独立準備委員等に了解せしむることは可能なるもビルマ民衆に了解せしむる為には相当の工夫を要すべし」と洩らしている。頭越しに、自国の思惑で領土をやり取りする日本のやり方に対するビルマ側の反発は必死であったろう。飯田祥二郎軍司令官が、「このことはビルマの指導上大変具合が悪かった」と回顧している。〔戦史叢書史料集 南方の軍政』、朝雲新聞社、四八六頁〕。
- (8) 『日本占領下タイの抗日運動』、十六頁。
- (9) (6)に同じ。
- (10) 『駐タイ四年回想録』、元泰国駐屯軍司令官元陸軍中将、中村明人、第一篇第九章。
- (11) 同書、第一篇第十一章。
- (12) 『枢密院説明資料 東条首相南方旅行及『タイ』領土問題の各国に対する反響概要昭和十八・七・二二』。
- (13) (12)に同じ。

三 対ビルマ政策

（四）対緬方策

昭和十八年三月十日大本営政府連絡會議決定緬甸獨立指導要綱ニ基キ施策ス

ビルマを獨立させる日本側の基本的な意図は、「今次戦争に於て日本の目的とする所が侵略乃至は征服に非ずして東亜諸民族を解放するに在ることを明かにして以て敵側の宣伝を封殺すると共に東亜諸民族の結集に効果あらしめんと企図せるものなり」という言葉に明瞭に読みとられよう。

日本の侵略意図を非難し続ける敵側宣伝に対抗し、アジア諸民族の民族自立への願望に応えることなくしてかれらを日本の陣営にとどめておくことは困難だという政略上の認識なくして、ビルマの獨立はありえなかつた。また、イギリスを屈伏させるためには、インド獨立工作が政略上重要であり、したがって、インド民衆への政治的効果を狙って、ビルマの獨立が早められたという事情がある。

ビルマ獨立をどう指導していくか。外務省側は極力、獨立を完全なものとするのが最も肝要な点であることを主張し、統帥部はビルマのもつ戦略上の地位からしても軍事上の要請を優先させたい。したがって、ビルマ獨立の指導方針は相矛盾するこの要請の妥協として現われざるをえなかつた。

すなわち、各国現政権、指導者の政治力を強化し、十分に民心を把握しなければならぬ。そのためには民族獨立への悲願を認め、自主獨立を尊重することが必要である。そうでなければ、戦争協力も得られず、日本への反乱すら惹起するであらうという政府、とりわけ外務省側の認識、主張が一方にある。そして他方には、戦略物資を獲得し、勝利にむけて最大限の行動の自由を確保したいという軍事上の要請を主張する統帥部の立場がある。しかしながら、日本の勝利を前提にしての大東亜共栄圏の確立であり、大東亜共栄圏の確立を前提にしてのアジアの解放であるとの立場が、日本の最高戦争指導方針であったのだから、外務省の主張は東条首相や統帥部の理解は得てもこの「大東亜

戦争の完遂」という戦争指導の中に吞み込まれ、形骸化されざるをえなかった。

三月十日の第一三八回連絡会議で決定をみたビルマ独立指導要綱は、日本側の漠たるイデオロギーである「大東亜共栄圏」の一環たる新ビルマ国の生成、そして、新ビルマが「先づ速に帝国と緊密一体大東亜戦争完遂に協力し得る物心両面の態勢を整備せしむ」ことを方針とした⁽²⁾。

そして、ビルマの政体と政治機構が、「指導者国家」の形態をとり、行政機関の長官を兼ね、立法を行う国家代表のもとに、機動性に富む強力簡素なものであることを要請した。これは当然、「第一線の地位にあるビルマに於て作戦上の要請に即応する迅速なる政務の執行を要望する見地」からのものであり、同時に「小党分立的傾向顕著なるビルマ政界に於てバー・モウの地位を盛り立てる必要」からでもたものであった⁽³⁾。それは有体に言えば、日本と運命を共にする覚悟が相当に強いとみられていたバー・モウさえ掌握しておけば、日本側の要求を呑ませやすいということでもあろう。欧米流のデモクラシーを排除するとの考慮も働いていたことは疑いない。そしてさらに、ビルマ国政府内に少数精鋭なる日本人を配置、指導するとされた。

その上ビルマは日本に完全な軍事協力をなし、「ビルマ国軍は帝国陸海軍最高指揮官の指揮をうけ」、経済も「大東亜建設上特に必要なるものは帝国の施策に順応せし」められ、交通・通信は「重要なものに関して帝国の特別な要請を認めしめ」られ、敵産もまた「帝国に於て把握するを必要とする特殊且重要なもの」⁽⁴⁾は帝国に委ねられるという、あらゆる国家機能においてビルマの主権を制約する日本側の意思が独立指導要綱を貫ぬいている。

すべてにわたって形式上も日本の把握まで進めてしまいうのは、米英に逆用される。実質的に把握すれば、日本側の不利とはならない⁽⁵⁾との認識は、ビルマの独立が、いわば日本が満州を独立させ、内面指導によって支配した、その焼き直しであることを十分に物語っている。

日本側の独立指導要綱は、新秩序理念と軍事上の要請を、名目上の独立と引換えに、ビルマ側に押しつけ容認させ

るものであった。これに対し、ビルマ側は、国家代表が行政長官を兼ねること、および日本人顧問の配置に反対し、また敵産油田の移譲を希望したが、⁽⁶⁾日本政府は、顧問配置を留保し、戦時中の経営権を日本側に確保した上で敵産油田は移譲すると譲歩したが、国家代表と行政長官の兼任は譲っていない。政体選択の自由はビルマにはなかったのである。

独立と同時に締結された同盟条約は、前文に「相互に其の自主独立の尊重」と掲げたものの、重点は「戦争完遂の為の軍事上、政治上及経済上の有らゆる協力」、「大東亜各国の共栄を趣旨とする自主的發展及大東亜興隆のための共同の建設」のための協力を規定した条文にある。重光外相は、自身の大東亜同盟構想を盛りこみ、ビルマ側の独立性を尊重すべく、戦争協力の条項末尾に、「之が為、必要ある場合は両国政府代表者は大東亜の關係各国政府代表者と共に必要の協議を行ふべし」という一節を入れようと、連絡会議で相当頑強に主張して譲らなかつた。しかし、各国代表との協議などは「国際連盟的思想を包蔵するものにして適當ならざる」との海軍の意見に出席者一同が賛成、重光外相は孤立してしまつた。⁽⁷⁾戦後をも射程に入れた「自主独立」、「平等互恵」を基本理念とする重光外相の共栄圏構想は全く国策とはなり得なかつた。

いな、むしろビルマとの同盟は、秘密裡に締結された「軍事秘密協定」と「細目協定」によって、極めて強固な軍事同盟となつていた。日本軍はこの秘密協定に基づいて、ビルマ国内において軍事上の一切の自由を保持するとともに、ビルマ側から一切の便宜を供与するとの約束を得た。日本軍はビルマ国軍をその指導下に入れ、ビルマ警察機関を日本国軍憲兵の統制下におき、辺疆地区の地方行政をも掌握した。まさに日本軍は、ビルマが独立国であると否とに拘らず、ビルマ政府に対して絶大な権能を持つことができたのである。⁽⁸⁾

ビルマは、昭和十八年八月一日、独立を宣言、日緬同盟条約に調印するとともに、英米に宣戦を布告した。⁽⁹⁾現地であつてバー・モウら行政政府中央やビルマ国軍幹部と接触していた日本人たちは、独立ビルマをどうみていた

のか。

陸軍第一復員局がまとめた『「ビルマ」ノ独立及独立後ノ状況』⁽¹⁰⁾は、バー・モウやビルマ人一般の政治力、産業技術力の不足をしきりに指摘し、日本側の強力な指導の必要性を説いている。

独立後のビルマの行政は、「日本人顧問も無く政府としては幼児の独り歩きに等しく」、「自己の勢力争いに起因する政府間の暗闘愈々助長する等建国当初に於ける『ビルマ』国の行政は貧困弱体の一語に尽きたり」と嘆く。

ビルマには「政治経済各般に亘り完全なる独立国として独歩の能力なき」と認識している日本人たちの指導者然とした尊大な態度や振舞に、ビルマ人たちの反感もまた必至であった。

十八年十一月にビルマ軍事顧問として着任した澤本理吉少将が、回想録にこう書き残している。

「ビルマ人も大東亜建設や大東亜の共栄ということに共鳴するものと独りぎめしていたが、ビルマ人はそれよりも唯々ビルマ自身の独立を是庶幾しているのであったのである。ビルマ軍事顧問の、否、日本のビルマ対策の失敗の根本原因は此処にあった」⁽¹¹⁾

(1) 「緬甸独立施策に関する件」、『ビルマ・フィリピン関係』外務省記録。

(2) 「ビルマ独立指導要綱」、同資料。

(3) (2)に同じ。

(4) (2)に同じ。

(5) 第一三八回政府大本営連絡会議(昭和十八・三・十)での、「交通の全部をビルマ国に与ふるは不利ならずや」との海軍大臣の発言に対する東条首相の応答。

(6) 後に連合軍がメイクティラを占領した後、バー・モウはかねて準備していた、ビルマの独立を真の独立たらしめるための三原則を公布した。それは「われわれの財産」を守るための、ビルマ人だけが不動産に対する物権を主張でき、資本の六〇%がビルマ人のものでない限り会社は設立できず、ビルマの婦人が外国人と結婚する場合、仏教の戒律が双方に適用されるとの

原則であった。「日本占領下のビルマ」、ウー・スー、『中央公論』、一九五五年四月六月。

- (7) 第一五〇回政府大本營連絡会議（昭和十八・七・十九）
- (8) 『ビルマにおける日本軍政史の研究』、太田常蔵、市川弘文館、一九六七年、四二―四一五頁。
- (9) 「緬甸独立問題は二日英紙中の「テレグラフ」「メール」に簡単に日本側発表記事として極力小さく扱はれ後者は緬甸の対英米宣戦布告のみを報じ、独立宣言に関する部分を抹殺し居れり。タイムス其の他は一切掲載し居らず」（森島公使から重光外務大臣宛里斯本情報一九八号、八月四日）。
- (10) 『ビルマ』ノ独立及独立後ノ状況、第一復員局、防衛研究所図書館所蔵。
- (11) 『沢本理吉郎少将回想録』、元ビルマ軍事顧問、昭和三〇年八月、第一部、九頁。

四 フィリピン政策

五、対比方策

ナルヘク速カニ独立セシム。

独立ノ時機ハ概ネ本年十月頃ト予定シ極力諸準備ヲ促進ス。

フィリピン民衆の独立への熱望、自治能力、すでにアメリカがタイディングス・マクダフィ法によって四六年七月四日を期して独立を認めることを約束している点などからして、フィリピン独立許可は日本政府の既定の方針であった。中国、泰、仏印に対しても日本軍の種々の要求を加重せざるをえない実情から、フィリピンの独立が他の共栄圏内諸国に将来への希望と大東亜共栄圏の理念への共鳴を呼びおこすことを期待するとの事情があったのである。⁽¹⁾

六月二十六日、第一四八回連絡会議で決定をみた比島独立指導要綱は、ビルマの場合と同じく、「大東亜共栄圏の一環たる」新フィリピンの生成にあり、「比島をして速に帝國、泰國と緊密一体大東亜戦争の完遂に協力し得る物心両面の態勢を整備せしむ」ことをその方針としていた。

この比島独立指導要綱、東条総理の比島独立準備委員長に対する示達、日本側の同盟条約案に盛り込まれた一連の日本

側の方針の中で、フィリピン側が粘り強く抵抗したのが、(一)大東亜戦争完遂のため、軍事上、経済上、政治上の緊密な協力をするという点、(二)米英両国への参戦、(三)フィリピン防衛のための国軍の創設、という、軍事協力に係わる三つの点、そして天然資源に対する主権である。

フィリピン独立までの政治過程においては、大東亜共栄圏の一環たるフィリピン国に適した新憲法への改正問題が先行した。日本側要求のポイントは「東亜的性格」を入れることであり、具体的には、ビルマの場合と同じく、執行権、大統領の行政権の大幅な強化と、そして基本的人権の制限である。これらの要求を盛った新憲法についての現地軍示達に対しラウレルは執行権中心主義とある程度の民権制限はやむを得ずと認めたものの、次のように語って、資源に対する日本の権益要求を牽制した。

「国民をして将来に対し希望を抱かしめ、今次の独立が日本の欺瞞政策に基くものに非ることを知らしめむが為には天然資源の規定に付ても予め日本軍と談合の上将来比島人の発展を残す様取極たきものなり。此問題は米国との間にも相当困難ありし案件なるが経済的自立の余地なきが如き条件にて独立せば右は眞の独立にあらず」

旧憲法第十三条には、「天然資源は現在の比島住民及其の子孫に保留する」との規定があった。これは新たな既得権を外国人、外国法人に禁止する規定であったが、フィリピン側が論を尽くして、フィリピン独立が日本の経済的権益確保の偽瞞でないことを証明するためにも第十三条を残すことが必要であると力説し、日本もこれを認めた。日本側中央は当然「或る意味に於て将来における我が進出を阻むが如き規定」⁽³⁾との不快感を抱いたが、戦時中の特例を認めさせるにとどめている。

天然資源についての主権の主張とともに、ラウレルは、旧憲法中の第二条第三項の戦争放棄の規定を残すことに努力した。「国策としてフィリピンは、自分の方から戦争をしかけることは認めない」⁽⁴⁾との内容である。

独立指導要項にあるように日本側は「独立に伴ひ適時英米に宣戦せしむ」と同時に「比島防衛に必要な陸海軍を

保有」させることを方針としていたから、当然相入れない。

陸軍のいう一万程度の軍隊、海軍のいう、海洋国として相応の高速魚雷艦隊程度はもたせたいとの意向にしたがつて現地軍がラウレルと接衝したが、ラウレルは肯んじなかった。「戦争はもう御免だ。フィリピンの若い者を再び戦火にさらしたくないから軍隊の創設には断じて反対する」と応じず、「あくまでつくれというなら大統領には就任しない」と抵抗した。できる限りフィリピン側の意向に沿いたいと考えていた現地軍は無理押しをせず、戦争放棄の条項に不快感を示した東条首相を説得した。⁽⁵⁾

憲法の規定はどうあれ、日本政府はフィリピン政府の戦争協力を可能な限りとりつけないければならない。このため東条首相は七月十日二度目のマニラ訪問時に、独立と同時に同盟条約を締結すべきことを示唆し、次いで独立直前の十月、ラウレルら独立準備委員会一行を東京に招致し、「示達」の中で「帝国は新比島国が成るべく速かなる時機に於て帝国と緊密なる協同の下に比島防衛の完璧を期する為、米英両国に対し宣戦するに至らんことを望む⁽⁶⁾」と、明確に参戦を要求した。

しかし、日本側の参戦要求に屈することは、明確な憲法違反を意味したし、親米感情の強い民衆をして一層の反日へと追いやる結果になることは明らかであり、ラウレル政権の基盤ははなはだ脆弱となる。ラウレルは肯んじなかった。日本側から提示された日比同盟条約の案文中、フィリピン側が抵抗したのも戦争協力にかかわる条項であった。日比両国の協力の態様をどう規定するかは親米的なフィリピン民衆の動向からして、極めて微妙な問題であり、修正意見の提出もなく日緬同盟条約を原案通り決定したビルマのようなわけにはいかなかった。

同盟条約案決定の過程では次の三案が議論された。⁽⁷⁾

(一)、外務省・大東亜省案

日比両国は大東亜の建設、及安定確保の為相互に緊密に協力すべし

(一) 陸軍省案

日比兩國は大東亜戦争完遂の爲政治上、軍事上、經濟上凡ゆる協力をなすべし

(二) 陸軍現地案

日比兩國は大東亜の建設及フィリピン防衛の爲凡ゆる協力及支援をなすべし

(傍点は筆者)

(一)案(三)案とも、フィリピンにおける民心の把握に留意した案であり、兩國の協議によって協力内容を運用しうる彈力的な温和な表現である。(二)の現地案は、同盟条約ではなく、安全保障条約としたいと考えていた現地軍の意向を反映している。しかし、政府部内での検討の結果、「陸軍省案を支持する統帥方面の圧力頗る強く」陸軍省案に決定を見た。

フィリピン側はこれに対し、「大東亜戦争完遂の爲に」をすべて「大東亜建設の爲に」と改め、付屬了解事項中の「フィリピン国の防衛に付」を「領土保全及独立を防護する為」と修正するよう申し出た。日本側は戦争協力の明示については譲らず、付屬了解事項中の「防衛」を「領土及独立を防衛」に修正して、フィリピン側の応諾を得る結果となった。

ビルマとの同盟条約に比べて、日比同盟条約は大東亜戦争完遂のための総動員体制をとらせようとする日本政府、統帥部の意思を幾分か離れたものとなった。これは、フィリピン政府の自立性を極力確保しようとする交渉力、現地軍の理解によるものであるが、より基本的には、フィリピンの人心が鍵であった。同盟条約に関する打ち合わせで、政府側主務者にフィリピン事情を説明した和知参謀長はこう語っている。

「若し日本に対する強き軍事的相互援助条約を約せしめんか、人心ラウレルより離反し比島人はラウレル政府に叛き都市周辺のゲリラに投じ其の勢益々猖獗となるべく比島人心の收攬は全く不可能となる惧あり」⁽⁸⁾

独立許与が民心をつかんで戦争協力体制をとらせることに主眼があつた以上、「民心に把握の必要上」というフィ

リピン側の要求や主張に日本は譲歩せざるをえなかったのである。

フィリピンは予定通り、大東亜会議開催前の十月十四日、独立を宣言、日本国フィリピン国同盟条約が署名調印された。⁽⁹⁾

- (1) 「比島独立宣言に関する試案 大東亜省十七・十二・十二」『比島独立と日比同盟条約締結関係』、外務省記録。
- (2) 「独立準備委員会に対する現地軍示達経過」(1)の資料中。
- (3) 「フィリピン新憲法」『ビルマ・フィリピン関係 第二部』、外務省記録。
- (4) 『昭和史の天皇 十一巻』、読売新聞社、一九七二年、二一九―二二七頁。
- (5) 『南十字星を望みつゝーブラジル・フィリピン勤務の思い出』、宇都宮直賢、一三三―一三三頁。
- (6) 「東条総理の比島独立準備委員会に対する示達」『日本外交史』、四四〇―四四一頁。
- (7) 以下の記述は、(1)の資料中「日本国フィリピン国同盟条約案」に基づく。
- (8) (1)の資料中「日比同盟条約に関する打合せの件 十八・十・二 条二」。
- (9) 当初、ワシントンでは日本のフィリピン独立許与の約束に対抗して即座に独立を与える趣旨の案がつくられたが、傀儡政権の承認になつては不味いとの判断で、できる限り速かに独立を与える旨の法案となり、一九四三年、成立した。(『太平洋戦争とは何だったのか』、クリストファー・ソーン、草思社、二一八頁。)

五 対インドネシア政策

六、ソノ他ノ占領地域ニ対スル方策ヲ左ノ通り定ム

但シ(ウ)、(イ)以外ハ当分発表セス

- (イ) 「マライ」「スマトラ」「ジャワ」「ボルネオ」「セレベス」ハ帝国領土ト決定シ重要資源ノ供給地トシテ極力コレカ開発並ヒニ民心把握ニ努ム。

(ウ) 前号各地域ニオイテハ原住民ノ民度ニ応シ努メテ政治ニ参与セシム

(イ) 「ニューギニア」等(イ)以外ノ地域ノ処理ニ関シテハ前二号ニ準シテ追テ定ム

(二)前記各地ニオイテハ当分軍政ヲ継続ス

政府部内における蘭領東印度の統治、帰属決定は極めて複雑な経緯を辿ったが、独立を急ぐ事情がないとの判断と、統帥部とりわけ海軍が、戦争遂行の為に特に蘭印資源の徹底的な利用を必要とし、作戦遂行に遺漏なからしむるため、帝国領土に編入すべきとの強い主張で、この決定をみた。

その後、戦局の悪化に伴ってますます強圧的に加重されていく軍の経済的諸要求が増大し、「現住民の人心把握は著しく困難となり」、政略の見地からついに、日本の敗戦直前に独立を容認する決定をみることになる。

この間の経過は従来指摘されてきたように、とりわけジャワ島における民族意識の昂揚が、独立問題に関する現地陸軍当局者を動かし、そして戦局悪化に伴って「ロウムシャ」を、あるいは物資を徴用されて生活が困窮していった民衆の離反こそが、独立許与の方針をひきだしたことを如実に示している。民心をつなぎとめることが戦争遂行上死活問題であると統帥部が納得して初めて、独立が許与される。しかも当初は「民度」の高いジャワのみ独立させ、他は帝国との保護関係を設定するとの腹案から、日本が追い詰められるに従って、独立許与地域にスマトラを加え、やがてそれは旧蘭印全域へと広げられてゆく。

大東亜政略指導大綱で決定された一つ一つの施策の実施過程に共通していえることは、主として外務省側の主張する独立が完全なものでなければならぬという要請（そうでなければ民心を把握できず、敵側宣伝にも乗せられる）と、軍側の主張する、少くとも戦争完遂のため、国防重要資料その他把握し、軍の作戦遂行上遺漏なからしむるようにするとの要請が、程度の差こそあれ、常に矛盾したまま混在していることにある。どちらに重きがおかれるかは、当然のことながら、相手国政府と日本の力関係と、そして民心の動向によっていた。そしてこの困難なバランスも日本政府が大東亜共栄圏の確立を戦争目的として、戦争完遂を最優先課題としている以上、前者は後者にたちまち呑みこまれてしまう構造になっていた。

戦争に勝利しなければ全ては無意味だという、とりわけ統帥部の発想が、政策決定のあらゆるレベルで罷り通っていたことに、戦中期の日本の政治の貧困と不幸を思わざるを得ない。負けるにしても、どう負けるのかを考えて実行するのが政治の役割であった筈であるにも拘らず。

（1）以下の記述は、外務省記録『第二次大戦中に於ける東印度の統治及帰属決定に関する経緯』に基く。

三、大東亜共同宣言の成立まで

外務省では重光外相のイニシヤチブで、大西洋憲章に対抗しうる大東亜憲章ならぬ、大東亜共同宣言の考究が、戦争目的研究会を軸としてなされていった。

大西洋憲章は周知のように一九四一年八月十五日、アメリカのローズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相によって合意され、宣言された戦後の国際秩序建設に関する基本的な政策綱領である。アメリカの参戦を求めるイギリスと、世界正義につながる公正な戦争目的、理念の提示を必要としたアメリカの妥協の産物として、今次戦争による領土拡大の否定、戦後の安全保障体制などについての八点の合意がなされた。

大西洋憲章中の民族自決の原則の条項、すなわち、「あらゆる民族が自らの政府の形態を選択する権利を尊重する。このような権利が強制的に奪われてきた民族には、主権および自治に関する権利が回復されるべきである」との条項がアジア植民地諸民族にとって重要であった。この民族自決原則がアジアの民族指導者たちに一定の興奮と期待を呼びおこしたが、度重なるイギリス政府の弁明や声明により、それが幻滅に変わっていったことの証言がいくつもある¹⁾。すなわち、大西洋憲章が念頭においていたのは、ナチスによって奪われた民族の主権、自治の回復であって、イギリス植民地に対して主権を有するのは、イギリスであり、したがって、この時イギリスは、戦争中イギリス帝国の経営

を放棄する意思はなかった。しかしながら、アメリカ政府の方は東南アジアの戦後について、フィリピンのみならず、英仏蘭の植民地についても自治を拡大し、将来は独立させるべきであり、そうした方向にアメリカの影響力を行使すべきであると考えていたこと、そしてとりわけ一九四二年の時点で、帝国主義による植民地支配はもはや「正義」に反するとの認識からローズヴェルトがチャーチルにインド問題等で一定の圧力をかけたことは、よく知られている。⁽²⁾そして事実、イギリスは、インド国内のナショナリズムの高まりや労働党はじめ保守党閣僚を含めての植民地政策の見直し論、アメリカ政府の圧力といった内外の動きの中で、クリップスの率いる内閣使節団を派遣した。⁽³⁾

こうした動きは当然、「アジアの解放」を掲げる日本の注視するところとなる。大西洋憲章として声明された連合国側の戦争目的、戦後の理念に対抗して、日本はどのような価値を対置できるのか。外務省戦争目的研究会での話し合いを中心に見ていこう。⁽⁴⁾

安東条約局長を筆頭として各関係課課長が集った昭和十八年八月一日の第一回幹事会では、大東亜共同宣言が一つには、大東亜圈内諸国に向けての、結集のための「戦争手段たると同時に戦後経営の方策」であること、そして第二に、圏外諸国、とくに米英に向けて、日本の戦争目的の正当性をアピールするものであること、この二つの狙いが確認されている。

そして、大東亜圈内諸国と指導国日本との間の政治的、経済的関係をどう規定するかをめぐって意見が交わされた。議論の中で、軍側が、日本の主権を制限される不安を感じて「大東亜連盟思想の如きもの」に反対し、また他方、圈内諸国相互の緊密な結びつきをも恐れていたことが伺われる。外務省においては、日本の指導は自明の前提として、これに法的あるいは規約上の根拠をもたせず、諸国の「平等・自主独立」を原則とすることで一致していたようである。

また大東亜会議については、「同会議の権限を広範にし政治経済の根本問題を決する機関たらしめれば其の心配〔井戸端会議式のものとなり日本の威令は行なわれざること〕——〔引用者〕は実現すべし。結局日本の現実的指導に

支障なき様会議を進むる要あり。（安東条約局長発言」とされた。

次いで、九月二日、松本外務次官や、来栖、石射兩大使、関係各局長、課長が出席して拡大された第二回会合が開かれた。政務二課においてまとめられた政治的構成案、通商一課でまとめられた経済的根本要綱が原案として検討されたが、議論の過程で読みとれるのは、大東亜宣言があくまでも対外的宣伝価値を第一義的に重視していることである。

松本外務次官が、原案を検討する中で次のように発言しているのは興味深い。すなわち、次官は「大東亜共栄圏は運命共同体にして、従って其の内部に於ては必要なるだけ経済統制を行ふもの」との議論に、自分達も昨年までは組してきたが、今や、現実政治の面で、日華関係のように根本的転換が起りつつあり、経済面でも根本的反省の時ではないか、というのである。松本次官はこれを「現実の事態を参酌して、共栄圏観念は本案の程度迄引き下げられたるが此処に於ては更に現実に即応して之を検討せんとする次第なり」と表現した。

第二回会合の冒頭、二つの原案について、「率直に言えば」、政治体制案は完全な自主独立を言い、経済体制案は制限されたる主権論と読めるとの印象批判が出された。

ここに、外務省の事務当局のレベルでも、「経済面でも根本的反省」が必要との認識はほとんどみられず、むしろ資源にたいする権益の確保を絶対に捨てることのできなかつたその立場を読みとることができよう。⁽¹⁾

すなわち、政治的には、日本の指導性を表に出さず、あくまでも平等対等、自主独立の関係でいく。しかし、経済的には日本の指導性、主導権を確保しなければならぬ。畢竟、経済的諸関係は政治的に表われざるをえないことに無意識に気づいていると思われる議論は、発言中にはみられない。

この、共栄圏における日本の指導性をどう規定し、表現するかという、日本政府官僚にとっての中心課題、あるいは「苦心」は解答を見出さないうままに放置された。なぜなら大東亜共同宣言が、宣伝を主眼とするの方針のもと、

能う限り共栄圏建設の理念を理想的に謳いあげる方向で問題が解消されてしまったからである。

戦争目的研究会以降、幾つもの私案や幹事会案、大臣案、大東亜省杉原案などが提案され、陸、海、外務、大東亜の各主務者会議で検討が重ねられていく。⁽⁶⁾

大東亜諸国と指導国日本との現実の関係を規定し、律している、換言すれば、現実の大東亜共栄圏の有様を規定している条約網は、日華、日泰、日緬、日比同盟条約という、日本を軸とする対各国条約である。これらの条約は当然のことながら、日本と当該国との権力政治の実態、力関係を反映している。その内容は、前節で検討した通りである。西欧列強に抗して帝國たらんとしたこの時代の日本のふくれあがった自我の手前勝手な表現が「大東亜共栄圏」だとして、これは、松本次官の認識と表現に見られるように現実がこの觀念の引き下げを要求していた。それは戦況が悪化する中で共栄圏内の民心の把握に日本が決定的に失敗しているという現実であった。このような認識がどの程度戦争指導集団に共有されていたのか。おそらく、現地で実際に民族主義者たる指導者たちの熱情にふれ、民衆の悪化してゆく反日感情に接している一握りの良質の外交官、顧問、軍人に限られていたのではなからうか。

そして、大東亜会議と大東共同宣言が、天羽英二情報局長の示達したように、「戦争完遂に資することに重点を置いた、「其の価値は百パーセント宣伝にある」⁽⁷⁾ものであったため、宣言は、どこまで日本が共栄圏内各国との政治的経済的諸関係をぎりぎり調整できるのが現実政治の上でつきつめられることなく、ひたすら理想主義的に舞い上がった言葉の羅列となった。共同宣言である以上、日本の行動を制約する規約としての拘束力はもたず、その上、敗戦を予期しているとすればいくらでも宣言の内容は理想的でありえたわけである。

おそらく主務官庁を大東亜省として、最終的な宣言案が第一六九回連絡会議に提出されたが、「議論百出して定まらず」、決定は十月二三日の第一七〇回連絡会議に持ち越された。

最終段階での、大東亜共同宣言についての考慮ないし議論については、次のような考慮が働いた。

一、戦争完遂の決意表明について

宣戦していない満州とフィリピンの立場を考慮する。

二、第五項「人種差別を撤廃し」

今次大戦に人種戦の要素を含ませることは好ましくないと判断が多かったが、陸軍軍務局長佐藤賢了の強い主張で、挿入された。

三、第五項「進んで資源を開放し」

大東亜諸国が閉鎖的なブロック経済を営もうとするものではないことを明確にする趣旨の表現とする。海軍と大蔵省はいつものように「将来禍根を残すこととならずや」と、表現を緩和して「広く資源の相通を図り」にしたいと主張したが、排他性を出すのは得策ではないとの判断が優先した。⁽⁸⁾

こうして、大東亜共同宣言は、大東亜各国それぞれの立場を考慮し、世界に向けて新秩序の理念を公明正大なものとする配慮に貫ぬかれて、どこからみても、恐らくは大東亜戦争の原因について以外、反論の仕様のない理想的な言辭を最大公約的に述べたものとなっている。

日本側がこの会議にかける思惑はすでに述べた。すなわち、大東亜各国の結集をはかり、日本帝国の側にこそ正義ありと世界に向けて宣明する宣伝の場が大東亜会議である。

「大東亜の各国が全て日本倒れて大東亜なく、大東亜の自覚なくして日本の存立も亦脅威せらるべき千古未曾有の重大時局の認識に徹し、『アジア』解放の為総蹶起の態勢を整備強化するものならざるべからず」と日本から、今次戦争についての総力結集を要請され、会議に臨んだ大東亜各国の「対日協力者」たちはこれにどう答えたのが次の検討課題である。それぞれに卓越したたかな政治家であった汪兆銘、張景恵、ピブン、ラウレル、パー・モウ・チャンドラ・ボースが、日本側宣伝の場にどう臨んだのか。パー・モウが言うように、出席者たちは「完全に新しい

アジアの精神に支配されていた」のか。

「アジア解放」を謳う日本帝国は同時に「帝国の企図する新秩序の建設」をいう。そしてそのための戦争を自己目的化していた。

大東亜會議への招請には、十月初旬各国大使を通じて各代表の内諾を得た後、十五日正式の招請状を手交するとの手順がとられた。會議の議題は「戦争完遂と大東亜建設の方針に関する件」とされ、各国代表への會議開催についての趣旨説明としては、政府訓令に基づいて、「大東亜各国の政府首脳が会合して……隔意なき意見の交換を遂げ其の協議の結果を適當の形式により中外に闡明する」とされた⁽¹⁰⁾。

この種會議開催を従前より望んでいた南京国民政府汪主席は出席を「欣然参加方内諾」、満州国國務総理張景惠も「快諾」した。共榮圈内經濟會議の開催を希望したフィリピン国ラウレル大統領も「直ちに賛意を表」している。ビルマ国國家代表バー・モウは、イロハ順という席次について苦情を述べたものの、「即座に欣然本會議に参加すべき旨」回答した。

問題はタイ国ピブン総理である。大東亜結集をうたいあげる會議にタイの出席が得られなければ政治的效果が滅殺されてしまう。

しかし、ピブンは、「温厚なる坪上大使の再三再四の懇請にも拘らず」出席を承諾しなかった。表向き「自分の健康状態は日本への往復には到底耐えられない」ことを理由として、代理の出席を回答したのである。

ピブンの出席拒否の意思は非常に強固であり、「日本が飽迄も総理の出席を求むるに於ては自分は直に議會を召集し自己の辭職と後継者の決定を諮る⁽¹¹⁾」とまで述べた。そこには自分が拒否しても「日本が武力を以て圧迫する」ことまではありえないとの判断があった。

ところが驚くべきことに十月五日の大本營政府連絡會議では、以下のようなやりとりがあったのである。

総理―泰國に二、三師団増派し得ざるや

総長―ビルマ方面に増派中なるを以て目下兵力の余裕なし

一同―何とか対泰施策を強化せねばならぬ

主任課註 泰國の政治的動盪は泰國の戦略的地位に鑑み直接緬甸方面作戦に影響すべきを以て必要の場合は実力を以て処理し得る如く研究準備を要す⁽¹²⁾

しかしながら、実力をもって出席を強要することはありえず、ワンワイ・タヤコーン殿下の代理出席をもって日本側は引き下がらざるをえなかった。

ピブンの出席拒否の主たる理由は、タイに連合国側の反抗が及びバンコックの大規模空襲が激化して首都の移転すら考慮されている中で、自ら渡日することは自身の政治的立場を不利にするとの判断であった。七月の東条首相の訪タイに対する答礼訪問にも、坪上大使や中村軍司令による直接間接の慫慂にも拘らずピブンは応じていない。

ピブンの会議不参加には、九月のタイ陸海空軍幹部十三名による日本視察報告も影響している可能性がある⁽¹³⁾と、中村軍司令官が指摘している。タイはすでにはっきりと日本の国力の限界を見定めていたのである。

次いで、十月二十三日の連絡会議での了解を経た大東亜共同宣言案が、各国大使を通じて各国代表に内示され、意見が聴取された。

日本政府の宣言案について、汪兆銘は「至極結構なり」と直ちに同意を表し、満州国は「異義なし」と回答した。

満州国政府部内に、毎年の会議開催を希望し、これを決議案として提起してはどうか、との意見があり、日本政府は、議案採決後、満州国からの提案演説と拍手による賛同にとどめることとした。

ラウレルは宣言案にそのままの形で同意し、修正意見を述べたのが、バー・モウとワンワイ・タヤコーンであった。

バー・モウは、この宣言を大東亜のみならず、広く、全世界の反英米諸民族、アラビア、エジプト、パレスティンなどにも呼びかけるものとしたいと強く主張している。

反植民地主義そのものの立場からすればもっともな修正意見ではあるが、日本は英米植民地主義からのアジアの解放を標榜するものの、同時にそれは日本を核としたアジア共栄圏確立の主張とないまぜになつたものである。アフリカまで視野をひろげることは日本側の意識にすらのぼらなかつたであらう。

澤田駐ビルマ大使はバー・モウの主張にも「一理なきに非ず」としてこの提案を拒否することはせず、本会議直前の打合わせ事項とした。

本会議二日目、議案に関する意見として、バー・モウは先の修正意見に固執することなく、次のように述べた。

アジア人のアジアは未だ実現していない理想である。今日、人類はもはや狭隘な単一国家のうちにはなく、その安全と繁栄とを諸国家との集団的結びつきに求めつつある。

アメリカ人のアメリカ、ヨーロッパ人のヨーロッパはそれぞれ妥当な原則であつて、「之と同様に我々が、東亜は東亜人のものであると宣言することも正当なのであります。……我々亦我々の宣言に就て彼等に弁解する必要はないのであります」⁽¹⁴⁾

ここでバー・モウは広く世界の植民地諸民族に呼びかけるとの当初の企図を捨てて、世界の現実にあるブロックに対して、アジアのブロックを以て対抗し、然る後に世界平和を求めると演説する。アジア共栄圏の理念擁護の側にあつたりと回つてしまつていゝ感がある。おそらく日本側の指導、要請が働いていゝと思われる。

タイのワンワイ・タヤコーンもまた、共栄圏と他の地域との関係について、^{レンゾグケイト}互惠的であるべきことを明示してはどうかと、宣言案について個人的感想を述べた。そしてピントとの協議の上、「相互的な文化交流と通商を増進し」と変更してはどうかと修正意見を申し入れている。日本政府は第五項は「米英に対しても反省を促さんと狙へるもの

にして其の中に制限的条項を挿入するよりは」と、修正に依じていない。「制限的なる条項」の意味がはっきりしないが、日本にとっての制限を危惧したのである。

こうして一応、各国代表者の意見も聴取され、大東亜會議が十一月五日六日の両日、東京の国会議事堂において開催され、六日大東亜共同宣言が採択された。⁽¹⁵⁾

大東亜共同宣言

抑々世界各国が各其所を得相倚り相扶けて万邦共榮の榮を偕にするは世界平和確立の根本要義なり 然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家他民族を抑圧し特に大東亜に対しては飽くなき侵略擄取を行ひ大東亜隸屬化の野望を逞うし遂には大東亜の安定を根柢より覆さんとせり。大東亜戰爭の原因茲に存す 大東亜各國は相提携して大東亜戰爭を完遂し大東亜を米英の桎梏より解放して其の自存自衛を全うし左の綱領に基き大東亜を建設し以て世界平和の確立に寄与せんことを期す

- 一、大東亜各國は協同して大東亜の安定を確保し道義に基く共存共榮の秩序を建設す
- 一、大東亜各國は相互に自主独立を尊重し互助敦睦の實を挙げ大東亜の親和を確立す
- 一、大東亜各國は相互に其の伝統を尊重し各民族の創造性を伸暢し大東亜の文化を昂揚す
- 一、大東亜各國は互恵の下緊密に提携し其の經濟發展を図り大東亜の繁榮を増進す
- 一、大東亜各國は万邦との交誼を厚うし人種差別を撤廃し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進運に貢献す

- (1) たとえば、『ビルマの夜明け』、パー・モウ著、横堀洋一訳、太陽出版、一九七七年、五五—五六頁。
- (2) 「権力移譲への政治過程——大英帝国と英領インドの非植民地化(一)——」、竹中千春、『東洋文化研究所紀要』、百一号、一九八六年、十一月、に多くを学んだ。
- (3) 「クリップス使節団の英印権力移譲交渉Ⅰ・Ⅱ」、四宮宏貴、『アジア経減』、十九卷六・八号、一九七八年六月・八月。
- (4) Japan Ministry of Foreign Affairs 1868-1945 WT Series Reel, 52. 「戰爭目的研究会第一回第二回會合議事録」。
- (5) 幹事會案「大東亜共榮圈の經濟体制 十八・九・一」は、共榮圈を「米・英・蘭の經濟的圧迫に対抗し、其の擄取より離脱せんとする大東亜諸國の自衛体制なり」として、「必要なる範圍に於て一定の総合的企画に基く計画經濟」をとると統制色

の強いブロック経済を想定した。これについてはやはり、松本次官から、中国を含めた計画経済の現実性、また基軸通貨としての円の實力について根本的な疑念が表現された。共栄圏を営みうる日本の現実の経済的實力についての冷静な認識は、松本次官以外にはみられない。

(6) 安東条約局長の私案説明が、よく大東亜共同宣言の性質を表現しているように思われる。つまり、宣言は「大東亜の結集及対外宣伝特に対米英外交攻勢を目的とする」会議の共同声明であって「融通性を保持するため」条約の形式をとらない。「即ち、大東亜が何人より見るも客観的に公正妥当なる原則に立ち、世界平和維持の一大基礎たり得るものなることを明らかにし……我に大義名分の存する所以を感得せしむるか如き指示を用いた」ものである。

(7) (4)の資料中、「菊号会議に就て、十八・十・二十 天羽英二」。

(8) (4)の資料中「宣言案会議 第六説会 政務局第一課長」および「大本営政府連絡会議議事録」。

(9) 大東亜省記録「大東亜会議調書」。

(10) 外務省記録「大東亜戦争関係一件 大東亜会議関係」。

(11) (9)に同じ。

(12) 第一六六回大本営政府連絡会議 十八・十・五。

(13) 『駐泰四年回想録』第一篇第十章。

(14) 外務省記録「大東亜会議演説集」。

(15) なお、この大東亜共同宣言が西田幾多郎博士によって起草されたものだという誤解が一部にある。大森実の筆によって人口に膾炙したものであろう。当時、大東亜共同宣言を単に、「内閣の小役人か、軍人の中堅の書く稚拙な文章」に終わらせたくないと考えた国策研究会の矢次一夫らが「日本の最高の知性」に協力を求めた。その一人が西田博士であり、博士は「世界新秩序の原理」という文章をもってこれに応え、この文章が政府要路の人々に配布されたのである。(『東条英樹とその時代』、矢次一夫、三天書房、一九七〇年、二九五―三二八頁)。もう一人が海軍と関係の深かった矢部貞治東大教授である。矢部教授の「大東亜建設宣言案」は、国策研究会の矢次一夫、海軍の扇中佐、そして大東亜省の杉原総務課長のもとに送られた。(『昭和十年代史序章』、伊藤隆、東京大学出版会、一九八一年、二〇九―二一〇頁)。しかし、いずれも参考資料として参照されたにとどまったとみてまちがいはないであろう。

四、大東亜會議の成果

ほぼ一年を費して実行してきた大東亜政略の総仕上げである大東亜會議と會議の採択した共同宣言の成果を、政府当局はどのように総括していたであろうか。

諸國を代表して参集した各指導者に対しては、「日本の戦勝に依りてのみ彼らの政權も亦維持し得べき所以を覚悟せるに至らしめ」たこと、敵に対しては、「夫々堂々たる反英米的思想を吐露したる事実」により、「戦争目的の再検討ないし大東亜政略に対応する何等かの政略の手を考え」させるに至らしめた、というのが大東亜省の評価である。⁽¹⁾

例えば、タイのワンワイ・タヤコーンは會議では、戦争協力について殆んど触れることなく、むしろ日本の苛酷な経済的収奪への暗々裡の批判すら述べたが、一定「他の代表の熱烈なる態度の影響を受けたる如く看取せられ、彼ら帰朝後ビブンを種々なる意味に於て啓発する所あり」、それはビブンの来日の意思表示や自由インド仮政府公使のバンコック派遣提案になつて現われているといふ。⁽²⁾

おそらく、この時、最も日本の主唱する大東亜共栄圏構想に共鳴し、最も近い立場にいたのが、ビルマのバー・モウであろう。「広いアジアそのものを一つのものとしてとらえる思いに満たされていた」⁽³⁾と會議を描写するバー・モウは、帰国後の記者会見でも、アジア史上初めて民族の指導者間に個人的接触のできたこと、そして、東亜新秩序実現の一步が踏み出されたことを成果として挙げた。大東亜會議の定期開催を要望し、一、それぞれ民族主義の上に大アジア意識を補強し、二、各民族間に使臣を交換し合い、各民族間の紐帯を強化し、三、各民族の文化ならびに生活状態の情報を交換し、相互に長所をとり短所を補うべきであると説いた。のみならず、翌年夏には、バー・モウの実兄であるバー・ハンが、「ビルマ建設のため」日本、満州、中国、台湾、フィリピンそしてタイを巡る調査旅行を実施した。そして、当初は外交使節の交換、後には通商関係を聞くための経済使節団の派遣という希望をもって、タイ

側と接衝したりしているのである。⁽⁴⁾このようなバー・モウの、日本側の広域圏構想に連動する動き自体、極めて興味深い。バー・モウは、とりわけビルマ政界の中で強力な政権の基盤をもたず、強力な日本の軍事力に依存し、日本側要人との接衝を一手に引き受けることでその地位を維持していた政治家であったことに留意しておかなければならないだろう。バー・モウは「日本が与えた程度の独立さ⁽⁵⁾え」歴史上、占領国に与えた国は無かったと認識していた。

生涯を賭けた悲願である、国民軍を率いてのインド侵攻の前夜にあったチャンドラ・ボースもまた、日本に多くを期待し、可能な限りの援助を引き出さなければならぬ立場にあり、英帝国主義との妥協なき闘争を支援する日本を称揚した。

各代表は、確かに日本政府の要請したように、会議において戦争完遂の決意と、共同宣言の各原則に沿った大東亜の建設について語った。しかし、同時に彼らは自国のために、日本というアジアの覇権国に対して消極的ではあれ、抵抗の姿勢を示していることを見のがすべきではない。

汪兆銘は演説の中で、「独立自主」という言葉をたたみかけるように用いて、「共栄圏」とは各国がそれぞれに自国を愛し、そして相互に独立を尊重することを基礎にしてはじめて成立するものであるとの論理を織り込んだ。最も意識的に、理念の正義性と崇高性を強調することで、日本の覇権主義を牽制しようとしたのがフィリピンのラウレルであった。

ラウレルは積極的に自らのアジア主義者としての心情を吐露して、反英米植民主義の立場を鮮明にした上で、日本側が提出した宣言の理想主義的な原則を、いわば「言質」としてとるのである。すなわち、大東亜各国は自主独立を相互に尊重すべきであるとの東条演説の一節を援用して、「共栄圏」が決してある一国の利益のためのものではないことを強調し、日本は日本のみならず、全てのアジア諸国家の生存と繁栄を望んでいるのだ、と論じること、日本の覇権主義を言術巧みに拒否した。諸原則に盛られた理念を称揚することで、今後の日本の諸施策をこの理念に準

扱せしめる効果を狙っているのである。

「世界の此の地域に於ける有らゆる民衆の覚醒に些か資するところあらんとす」との唯一の目的を抱いて會議に參加したとの言葉はラウレルの真意を推測させる。反植民地主義の立場だけを進めていけば、まさに大東亜共同宣言は、アジアの憲章、抑圧された植民地諸民族の憲章となる筈のものであった。「我々は我々の子孫が再び西洋諸国の搾取支配を受けぬことを十分承知している」⁽⁷⁾が故に、安んじて死に臨むことができる、ラウレルが語ったのは、たとえ名目上のものであれ、日本の独立許与やこの種の會議開催が、日本政府の意図を超えて、欧米帝国主義諸国が戦後もアジアに帝國として復帰することを阻む一つの力となり得るであろうことを、洞察しまた期待する自身の立場の表明であつたらう。

大東亜會議がボースの語るように「ひとつの家族會議」であり、バー・モウの語るように「アジアは一つ」という思いに満たされたものであつたとすれば、そして、「アジア人のアジア」というイデーが各代表たちの情念を一定程度揺り動かしたとすれば、それは、反植民地主義、反西欧の一点で共感し合うことができたからである。

しかしながら、會議が目的とした大東亜結集という側面から、會議の成果を評価すれば、「大東亜省調書」も、「一般民衆に対しては各代表帰朝後熱心に呼びかけ民心把握に努力し居るも概して笛吹きて踊らずの感なきに非ず……（中略）……結集のための基石とはなるべきも此れにて大東亜結集上現実的效果ありたりと為すは当らず（原 何等かの効果ありたりと為すは自己慰安）に過ぎず」⁽⁸⁾と冷めた眼で記述せざるを得なかつた。なぜならば、アジア解放の理念を改めて謳い上げたとしても、それは、現実の生活の諸困難に喘ぐ民衆の状況を変えるものでも、日本軍の軍人、憲兵の横暴に反日の気持を募らせる民心を変えるものでもなかつたからである。

會議と共同宣言に対する連合国側の新聞その他での論調は、會議を開催しなければならなかつた日本側の事情の分析に集中している。⁽⁹⁾すなわち、會議の開催それ自体、戦局の悪化と国力の枯渇に喘ぎ、勢力下にある諸民族の支持と

協力とをとりつけざるを得ない日本側の焦慮を示すものと受けとめている。しかも、タイのピブン総理と仏印のドク
ー総督が欠席したことが日本の政治力の限界を、そしてインドネシアとマラヤからの代表が参集していないことが、
日本のアジア解放政策の限界を印象づけた。発言内容にまで踏み込んだあるラジオ解説は、「此等傀儡が日本に対し
微温的態度をとりつつあるのは興味ある」と、大東亜の結集ではなく、瓦解を見て取っている。

- (1) 大東亜省記録『大東亜会議』。
- (2) (1)に同じ。
- (3) 『ビルマの夜明け』、三四九頁。
- (4) 外務省記録『大東亜戦争関係一件 山本熊一遺稿「大東亜戦争秘史」』、一六五―一六九頁。
- (5) 『ビルマの夜明け』、三四五頁。
- (6) 『大東亜会議演説集』。
- (7) (6)に同じ。
- (8) (1)に同じ。
- (9) (1)および「大東亜省情報」。
- (10) 「大東亜省情報十三号 大東亜省総務局総務課」、オーストラリアABC放送のジエフレイ・ソーヤーの解説。

五、大東亜宣言とは

これまで検討してきた大東亜会議、大東亜共同宣言の意義を、従来の、東京裁判を貫ぬく単純な太平洋戦争史観か
ら脱却すべきであるとして、積極的に評価する議論が二つある。

一つは、三輪教授が『日本、1945年の視点』で展開された議論である。⁽¹⁾レーニンの革命ロシアの提出した「民
族自決」の原理が第一次大戦後の戦後処理の一大原則となったように、敗戦を予期した一九四三年十一月の日本も、

「戦後の世界秩序の形成に理想主義的にかかわる道を見出し、その道を選択した」のであって、日本は国際政治の舞台からの退場間際に、戦勝国にとって扱いづらいものとなるはずの「置土産」を残したのだとされる。

しかし、重光外相でさえ、大西洋憲章を「越える」のではなく、「匹敵する」⁽²⁾あるいは「大西洋憲章に相對するものであるとともに、その精神において、これと共通する多くの思想を含んでいる」⁽³⁾と意識しているのであって、日本の戦争目的が、侵略ではなく、「東亜の解放、アジアの復興」であると内外に宣明することで、戦争の目的を公明正大なものとして、英米との平和回復の基礎工作としようとしたのである。理念のレベルで比較すれば、植民地住民の民族自決もイニシアチブは英米の大西洋憲章の側にある。⁽⁴⁾

三輪教授は、世界において日本の負うべき国家的責任を考える視点から、戦前の国民的体験の中から、継承すべき歴史的遺産を大東亜共同宣言の諸原則の中に読み込もうとされる。そして、今日の、低开発途上国の内発的發展理論や、新國際經濟秩序の思想に通ずる価値観すら見出される。

確かに、大東亜共同宣言は、大東亜圈内諸国の結集と、対米英外交攻勢を目的とした「宣伝」であったがゆえに、能う限り理想主義的でありえた。そのため、今日なおその価値を失なわない幾つかの先進的な概念を含むことになった。

しかしながら、大西洋憲章が連合共同宣言に取り入れられ、連合共通の戦争目的を示すものとなり、ひいては國際連合の理念的基礎となったのに比し、大東亜共同宣言は日本は正しかったと戦争を回顧する際の一つの「自己慰安」の拠所として姿を現わすにすぎない。それは日本が敗けたからではない。「戦勝国の帝國主義國家が戦敗国の帝國主義國家を裁判して侵略戦争の罪を犯したと判決するが如きは全く滑稽のかぎり」⁽⁵⁾であるならば逆に、戦敗国の帝國主義國家が、諸國を侵略したのではなく、解放したのだと主張するのも、滑稽のかぎりであるからである。日本の主唱する「アジアの解放」が偽瞞にすぎなかったと実感しているアジア諸國の民衆の体験と存在が、「大東亜共同宣言」

を歴史の書棚に葬ってきたのである。事実、アジア諸国の抗日民族独立運動が日本を敗戦に追い込む大きな要因の一つではなかったか。

三輪教授の議論は、重光外相の意図としてはそうであった、という限りで肯づける。そして、連合国側の一部に、汎アジア主義、植民地の解放を掲げる敵に対抗するため、アジア諸民族との間に新しい政治関係をつくっていかざるをえないとの考え、あるいは、「白人支配からのアジア解放戦争」という日本側の戦争宣伝に妥当性を与えない政策をとる必要があるとの考えをもたらししたこと、当然の成行として考えられる。しかし、日本人が戦争中の国民的体験の中に掘り起こすべきものは、多くの日本人が、主観的善意としては「アジアの解放」を意図して戦いながら、相手のアジア諸民族の側が、なぜこれを侵略として体験するのみであるのか、という問題ではないのか。

日本人がその設立に深く関与したビルマ国軍や、インドネシアのPETA(祖国防衛義勇軍)、あるいはインド国民軍などが、民族独立闘争のある核をなしていたという歴史的事実がある。しかし、もはや西欧列強が植民地宗主国としてアジアに復帰することを不可能にした基本的要因が、日本の「アジア解放」というスローガン、軍政期の諸施策、対アジア政策にあったとみることにはやはり疑問がある。日本の軍事力によって、それまでアジア諸民族の上に君臨していた西欧があっけなく放逐されてしまったこと、西欧の優位、白人の優位という支配の神話や、権威の瓦解が、植民地エリートや住民にひきおこした衝撃の方がはるかに広範な影響を与えたのではないだろうか。戦前からアジア各地域には民族独立運動の蓄積があり、その中で育った民族主義者たちが、日本軍の侵攻と支配とにプラグマティックに対応し、そしてイギリスに帝国の維持を諦めさせ、あるいは宗主国として復帰しようとしたフランス、オランダと武力闘争を戦い、独立を獲得したのである。日本がアジアの解放に触媒的役割を果たしたことを強調する議論は、同時に各植民地民族の主体性を不当に過小評価する傾きがある。

大東亜共同宣言は「重光流アジア主義の精髓ともいえるべく」、「米英当局の抱くアジア像が一九二〇年代の構想を大

大きく離れるものではなく、欧米植民地の漸進的経済発達と政治的自主への道を想定していたのみであったから、大東亜宣言の精神は一九二〇年代に戻るよりは、ずっと先の見通しを述べたものだったともいえる⁽⁶⁾と、その先進性を早くから指摘されたのが入江教授である。

大西洋憲章は確かに、アジア諸民族の独立を推進しようとする立場からみれば、著しくアジア地域の戦後の見通しについて曖昧である。抽象的な言辞で見ると、大東亜共同宣言は大国たると弱小国たるを問わず、一つの民族、国家としての地位において平等たるべきことを保障している点で画期的である。

しかしながら、理念のレベルでなく、当時の政府中枢、政策決定レベルでの「アジア像」ないし、アジア政策で比較してみるならば、どうであろうか。理念を掲げる美辞麗句の陰でこれを裏切る行動において日本の方は数段優れているといえないだろうか。日本は、ビルマとフィリピンに独立を与えた。しかし日本は一時的にビルマ・フィリピンを軍事占領したに過ぎず、永続的な支配関係を樹立していた訳ではない。両国を日本の植民地とすることは初めから予想されえず、早期独立が民心把握と対米英攻勢上不可避であるとの政略上の判断から独立が与えられた。そして他方で日本はマラヤ、インドネシアなどの重要な資源地域は帝国領土とし、住民の政治参与による漸進的な自治の拡大を意図していた。従来の植民地である朝鮮、台湾における政治参与なども、わずかに重光外相の構想の中にあつたに過ぎない。日本の場合、独立後も裏面で内面指導を確保し、実質的な経済権益を可能な限り把握しようとする圧力は極めて強かった。

アメリカは、イギリス、オランダの植民地について両国が支配を回復した後、住民自治の拡大という方向で政治的独立を準備すべきであるとし、インドシナについては国際的信託統治下において独立準備をさせるとの構想を抱き、宗主国は経済的に門戸解放を行うべきであると考えていた。そして、フィリピンの独立を認めても、軍事基地使用について広範な権利を得るとともに、フィリピンにおける投資についてアメリカ人がフィリピン人と同等の権利を得る

など特別の経済的特権を保持した。⁽⁷⁾ 両国のアジア政策にどれほどの相違があるといえようか。

日本は、大国として生存していくため、アジア諸民族を日本を盟主として結集し、欧米列強に対抗する戦争に従事していたのであり、その限りで、アジア諸民族を自らの陣営にとどめ置くための諸施策を昭和十八年度中の大東亜政略として実施した。「重光流アジア主義」は、ただ、アジア諸民族のナショナリズムへの理解と承認なくして、日本の企図するアジア新秩序の樹立はあり得ないという根本認識において、当時の戦争指導集団の中では抜きん出ているのである。

大東亜共栄圏という、臆面もない帝国主義的欲望の表現である理念を、「引き下げ」たものが、大東亜共同宣言であり、宣言発出に至る過程は、「微妙なかげりを伴った後退のプロセスである」と、河原宏教授は論じた。現実には観念の引き下げを要求したのは、長期不敗体制を敷くため各国各民族の自発的協力を得ることに腐心しなければならなかった戦局の悪化であり、そしてアジア各地の民族主義政治家たちの独立への意思と民衆の独立への願望であった。

だがここで、議論を複雑にすることになるが「引き下げ」を可能にした日本側の論理として、アジア主義もまた考慮に入れなければならない。日本が大国として世界の列強の地位に互すするための大東亜共栄圏というイデオロギーの中に閉じ込められ、窒息しかかったイデーではあれ、アジアから欧米植民地主義勢力を排除して、アジア諸民族と連帯して、日本はその独立を支援するという正義を内包していた。日本自身の帝国主義や覇権主義を不問に付し棚上げする所に重大な陥穽があるのだが、アジア主義は戦争への国民大衆の心理的動員を可能にするイデオロギーの役割を果たすとともに、アジアの解放という戦争の大義を信じて直線的に進むことのできた一群の幸福な日本人を生むことにもなった。⁽⁸⁾

日本の戦争指導集団は、国家意思としての帝国主義的膨張に大東亜共栄圏というイデオロギーを外被としてまとわせた。その中のアジア主義の一面がアジア諸国諸民族の立場に連帯する一定の姿勢を日本にもたらすことになった。

イデオロギーを粉飾する理念が理念として宣明されたとき、逆に人間の意識や行動を規制しうる力を持つことができる。すなわち、ラウレルが予期していたように、一度宣明された崇高な諸原則が、日本側の行動を実際に規制する歯止めの役割を果たしたのである。その例を、大東亜会議開催時において大東亜次官であり、昭和十九年九月駐泰大使に転出した山本熊一の遺稿¹⁰⁾に拾ってみよう。

（小磯）総理は早く南方各地に対する外交権を軍部の手に収め様との考えをもっており先づ手初めとして、泰、仏印及ビルマ方面には只一人の有力な大使を置いてこれに統轄させる。しかも必要に応じては軍司令官を兼ねさせると言う案を最高戦争指導会議にもちだし、大使として南次郎大將起用の腹案をもって居り梅津参謀総長がこれを支持していた。

大東亜外務両省ではか様な案は大東亜共同宣言の趣旨を没却する許りでなく南方各国の実情を無視する愚にもつかぬ措置である。必ず関係国方面の猛烈なる反感を招来し延ては戦争遂行にも重大な支障を来す結果となるかたがた断じて容認できぬと云ふ意見であった。

大東亜省設置以上の「愚にもつかぬ措置」を阻止する歯止めの役割を、ここで、大東亜共同宣言が果たし得ていることがわかる。

もう一つの例が、終戦真近の対タイ措置に及ぼした影響である。昭和二〇年に至って、最早大東亜諸国家諸民族の戦争協力を確保するためには、外交手段に頼ることはできず、武力処理にしかずとの統帥部の焦慮は募り、終に仏印に対して武力行使がなされた。仏印に続いてタイでも武力の発動が論議されるようになったが、これに対して駐タイ大使山本熊一の懸命の訴えもあり、東郷外相の主張もあって、「現下の情勢に於ては泰国に対する武力処理は之を行はざるものとす」との対タイ措置が最高戦争指導会議で決定された。この措置を支えた論理の一つが、「大東亜政策の本旨」であり、「我方の戦争目的乃至大東亜共同宣言の理念」であったのである。¹¹⁾

大東亜共同宣言に盛り込まれた崇高な理念の規制力は、戦後秩序を構想する連合国への「置き土産」としてではな

く、その宣言を発した当の「大日本帝国」自身に対して働らいたのであった。

- (1) 『日本・1945年の視点』、三輪公忠、東京大学出版会、一九八六年、第五章。
- (2) 『加瀬俊一回想録 下 天皇裕仁と昭和外交六十年』、山手書房、一九八六年、十三―十四頁。
- (3) 『昭和の動乱』、二三三頁。
- (4) 重慶政権内でも、孫科立法院長が一九四二年三月、大西洋憲章に刺激を受けて、インド、仏領インドシナ、朝鮮、フィリピンの独立を説き、アジアのリーダーとしての中国がアジア諸民族解放に向けてイニシヤチブをとることを提案した。『米国の日本占領政策 上』、二二八頁。
- (5) 『日本とアジア』、『竹内好評論集 第三巻』、筑摩書房、一九六六年。評論中に引用された赤松克麿の『東洋の郷愁』の中の言葉。
- (6) 『日米戦争』、入江昭、中央公論社、一九七八年、一四八―一四九頁。
- (7) 『アメリカ合衆国の東南アジア政策——一九四三―一九五二年』、有賀貞、『法学研究』一橋大学、十七号、一九八七年。
- (8) 『昭和思想史研究』、河原宏、早稲田大学出版部、一九七九年、三一七頁。
- (9) インドネシア独立に殉じた市来龍夫や吉住留五郎、インド国民軍の母胎をつくった藤原岩市と機関員たち、ビルマ独立義勇軍を率いた鈴木敬司と南機関員たち、あるいはフィリピンの望月中尉等々の人々をいう。
- (10) 『大東亜戦争秘史』、外務省記録A7009―69。
- (11) 『日本外交史』、第四章第五節、と(9)の資料。

おわりに

戦後日本のアジアへの経済進出は、形を変えた「大東亜共栄圏」をつくりつつあるのではないか、という議論がある。アジアNIEESが日本の経済と深く結びつきながら成長を遂げ、ASEANもこれを追って、アジア太平洋経済圏が盛んに議論されている今日、「大東亜共栄圏」という考え方自体は正しいのではないかとの声すらある。

西欧列強に対抗して、日本もまたアジアを足場にアジアの覇権国家として自己を確立し、世界の強国たらしめたのが、戦前の日本である。それは、軍事力を手段とするものであり、軍事力によって欧米勢力をアジアより駆逐し、日本を核とする大東亜共栄圏を確立せんとしたものであった。敗戦によって軍事力を最低限の防衛力におさえる平和主義と、経済の復興、発展を第一義的に追求する経済主義に転換し、日本は今日「経済大国」となった。NIEESを始めとするアジア各国との貿易量も増大している。アジアを歩けば、いかに日本の経済的プレゼンスが大きいかを肌で感じることができる。日本企業の看板が人目をひき、日本の大衆文化が、中間層の間に浸透しつつある。

だがしかし、日本の側に大国意識が強まれば強まるほど、アジアの側からの、日本への反発や、過剰なプレゼンスに対する警戒心も強まるであろう。事実、大国意識を背負って優秀で勤勉なのは唯一、日本人であるとの優越感や、アジア各国各民族の歴史、文化、心への無知といった面では、今日の日本人のメンタリティが、一九三〇年代のそれと少しも変わっていないとの指摘も多い。

大量の日本人がその素地のまま、アジアとかかわった時代が、大東亜戦争の時代である。この日本人の歴史体験は、今日の日本とアジアの関係を考える上で、掘りおこすべき豊かな鉱脈をなしている。

中澤精次郎先生に捧げる論文として、やはり社会主義国に関する課題を取り上げるべきだったという思いが念頭を去りません。でも数年来の私の関心が日本とアジアにあることをご存知の先生は、きっとその心からの優しさよさと暖かさぬくもで許して下さい、と甘えてしまいました。先生のご冥福をお祈りしつつ、筆をおきます。